「文の京」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画 保健医療計画

平成30年度~平成35年度

「中間のまとめ」(案)

文京区

目 次

第1章	章 策定の考え方	. 1
1	計画の目的······	. 1
2	計画の性格・位置づけ	
3	計画改定の検討体制····································	
4	計画の期間····································	
5	計画の推進に向けて····································	
第2章	章 計画の基本理念・基本目標····································	. 5
	基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1	<u> 基本</u> 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	基 个日信····································	. 0
第3章	章 保健医療を取り巻く現状と課題······	. 7
77 ∪ -		
1	区民の健康動向等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)人口の状況	
	(2) 出生数及び死亡数の状況	
	(3)寿命	
	(4) 健診等の状況	
	(5) 自殺とこころに関する統計	
	(6) 健康安全に関する統計	
	(7)地域保健医療施設	
	(8) 健康に関する二一ズ調査結果	
	(9) 高齢者等実態調査結果	
2	保健医療の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	保健医療の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
//- 4 -	ф . г. 	40
第43	章 目標と計画事業	
1	主要項目及びその方向性	
	(1) 健康づくりの推進	
	(2) 地域医療の推進と療養支援	
	(3) 健康安全の確保	
2	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	計画事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	に関する。	
	1 — 1 健康的な生活習慣の確立	
	1-2 生活習慣病対策	
	1 — 3 がん対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1-4 親と子どもの健康づくり	
	1 — 5 高齢者の健康づくり	
	1-6 食音の推進(文京区食音推進計画)	57

		12	資料第1号】
2	地域图	医療の推進と療養支援	61
	2 - 1	地域医療の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	2 - 2	災害時医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	2 - 3	精神保健医療対策	65
	2 - 4	在宅療養患者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
3	健康等	安全の確保	69
	3 - 1	健康危機管理体制の強化	69
	3 - 2	感染症対策·····	
	3 - 3	医療安全の推進と医務薬事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	3 - 4	食品衛生の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	3 - 5	環境衛生の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	3 - 6	動物衛生の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
資料網	扁		76
1	行動目標	標の把握方法	76

第1章 策定の考え方

1 計画の目的

近年、わが国の平均寿命は毎年、過去最高を更新しています。長寿社会となった現在、生涯にわたって健やかに心豊かに生活できるよう、健康的な生活習慣の確立、生活習慣病の予防や介護予防活動など、ライフステージに応じた支援や死因順位第一位のがんへの対策などが必要となります。

一方、文京区の出生数は平成25年から平成28年まで年々増加しています。このような中、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりが重要となります。

また、文京区では、平成26年に65歳以上の方の総人口に占める割合が20%に達しました。高齢化の進展に伴い、高齢者が自分らしくいきいきと生活し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援として、在宅療養体制の構築や、今後、患者数の増加が見込まれる認知症の対策が重要となります。

さらに、食中毒や感染症の予防など、日々の生活を送る上での安心・安全の確保を図ることも重要です。

このような課題に的確に対応するため、「健康づくりの推進」、「地域医療の推進と療養支援」、「健康安全の確保」を柱とした保健医療施策全般にわたる総合的な計画として「保健医療計画」を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

保健医療計画は、すべての区民等を対象とする計画として、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」及び食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」を一体的に策定するものです。

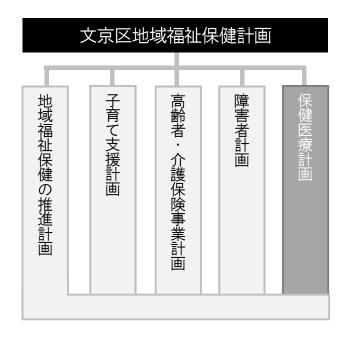
■図表1-1 計画名と根拠法令

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画
食育推進計画	健康増進法第 18 条	

また「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。

さらに、国の「健康日本 21 (第二次)」の地方計画の性格を有するものとして、都の「東京都健康増進プラン 21 (第二次)」を、国の「第3次食育推進基本計画」の地方計画の性格を有するものとして、都の「東京都食育推進計画」を踏まえるとともに、医療法に基づく都の「東京都保健医療計画」とも調和・整合を図って策定したものです。

■図表1-2 地域福祉保健計画の構成



3 計画改定の検討体制

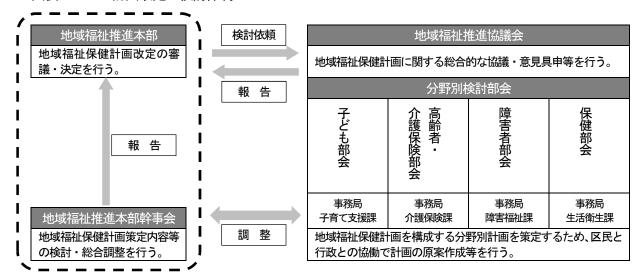
本計画の改定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会及びその検討部会である地域福祉推進協議会保健部会における検討を踏まえて、改定を行いました。

なお、これらの会議はすべて公開とし、広く区民に開かれた審議を行いました。

計画の検討経過については、ホームページで公表するとともに、パブリックコメント(区民意見公募)の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要望を十分に把握し、計画への反映を図りました。

また、区の庁内組織である地域福祉推進本部及び地域福祉推進本部幹事会において、福祉保健に関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行いました。

■図表1-3 計画改定の検討体制



4 計画の期間

本計画は、医療法の改正後(平成 26 年 6 月改正)に、初めて策定する予定の都の次期「東京都保健医療計画」の計画期間とも整合を図るため、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間の計画として策定しました。

■図表1-4 計画の期間



5 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

本計画は、「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体的に策定しており、保健、福祉、介護、教育など多岐にわたる関係各部署が、情報の共有と連携を深めて、ともに実施することによって推進していきます。

また、「計画事業」を着実に推進するため、区民主体による健康づくりの実践と併せ、区民、関係団体、行政が一体となって取り組みます。

(2)計画の周知

本計画は、だれもが気軽に閲覧できるよう、区のホームページに掲載し、区内の公共施設等に設置します。

また、計画事業等についての具体的な情報は、区報、インターネットやソーシャルメディアの活用や、対象者への個別通知等を行うほか、関係団体等の多様な経路を用いて幅広く周知を進めていきます。

(3)計画の評価

本計画を着実かつ効果的に実施し、総合的な事業の点検・評価を行うため、進行管理対象事業及び行動目標を掲げています。

また、区民、学識経験者等で構成する地域福祉推進協議会において、区民等の意見を検討・反映させながら、進行管理を行っていきます。

進行管理対象事業

本計画において、区が取り組むべき特に重要な事業については、計画目標を掲げ進行管理を 行っていきます。

また、計画期間が平成30年度から平成35年度であるため、進行管理対象事業の計画内容は平成35年度末に設定しています。

行動目標

本計画では、進行管理対象事業の他に、健康づくりの分野において行動目標を掲げています。 健康づくりの推進は、区民の意識と行動の変容が必要であることから、望ましい状態を行動目標として設定し、区民に周知するとともに、区民の主体的な健康づくりの取組みを支援していくものです。

また、行動目標の評価及び次期計画の策定資料とするため、健康に関するニーズ調査を平成34年度に実施します。そのため、行動目標は平成34年度に設定しています。

庁内体制

本計画の推進に当たっては、区の庁内組織である地域福祉推進本部において計画の進捗状況を 集約し、総合的及び体系的に推進していきます。

第2章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

「文京区基本構想」に掲げる分野ごとの将来像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

〇人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

〇自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう 支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ³を推進する地域社会の実現を目指します。

〇健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域 社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・ 協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

¹ **ノーマライゼーション**:障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

² ソーシャルインクルージョン: すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から接護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

³ ダイバーシティ:性別、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「個性」として認め合い、互い を尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- O だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- O だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービス を自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- O だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持 つことができる地域社会を目指します。

第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

1 区民の健康動向等

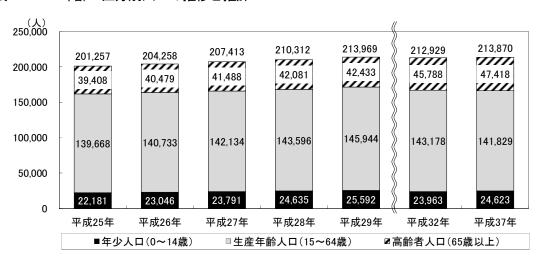
(1)人口の状況

①人口の推移と推計

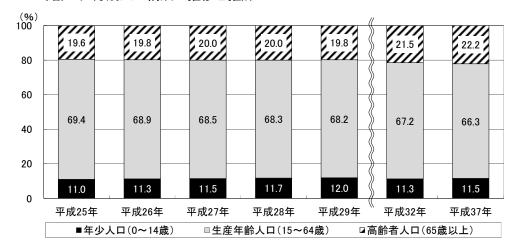
区の人口は年々増加しており、平成29年1月1日現在で21万3,969人となっています。 年齢3区分別の人口は、年少人口(0~14歳)及び高齢者人口(65歳以上)の割合が微増、生産年齢人口(15~64歳)が微減の傾向にあります。

なお、平成32年には、高齢化率が20%を超え、増加幅が大きくなると見込まれます。

■図表3-1 年齢3区分別人口の推移と推計



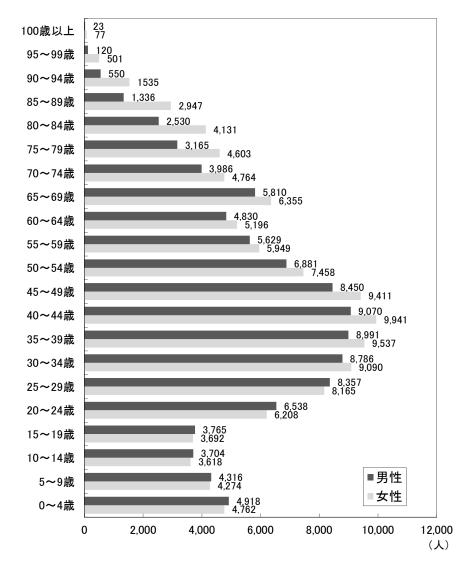
■図表3-2 年齢3区分別人口構成の推移と推計



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在、平成32年及び平成37年は文京区まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)

5歳階級別の人口構成では、30歳代後半から40歳代前半にかけての人口が多く、また65歳以上の高齢者では、女性人口が男性を大きく上回っています。

■図表3-3 5歳階級別の人口構成

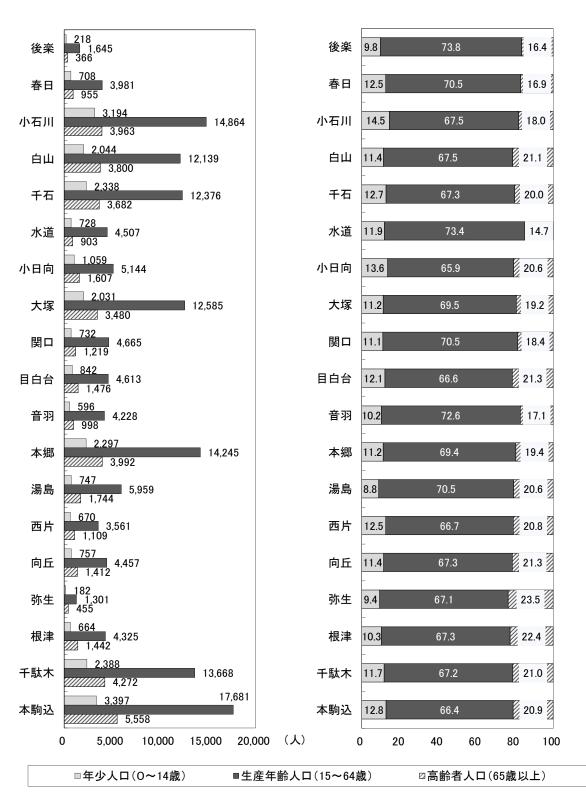


資料:住民基本台帳(平成29年1月1日現在)

年齢3区分別人口を町名別にみると、高齢者人口の割合が、後楽や春日、水道では1割半ば程度であるのに対し、弥生、根津では22%を超えています。また、後楽や湯島、弥生では年少人口の割合が1割を下回っています。

■図表3-4 町別年齢3区分人口

■図表3-5 町別年齢3区分人口比



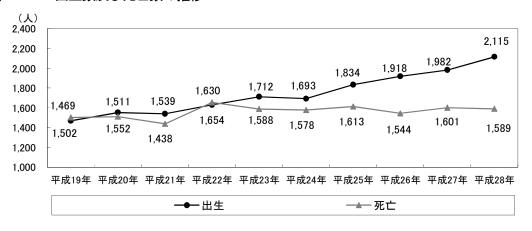
資料:住民基本台帳(平成29年1月1日現在)

(2) 出生及び死亡の状況

①出生数及び死亡数の推移

出生数は、平成 19年の 1,502 人からおおむね増加傾向がみられ、平成 28年には 2,115人となっています。また、死亡数は平成 22年以降おおむね横ばいで推移しており、平成 22年、平成 25年、平成 27年で 1,600人を超えています。

■図表3-6 出生数及び死亡数の推移

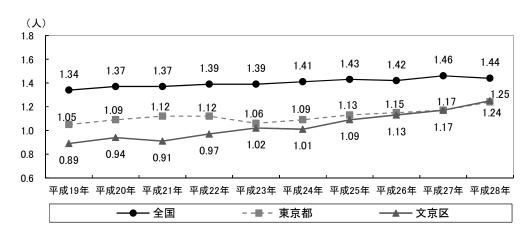


資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国や東京都の平均を下回って推移してきましたが、平成28年は1.25人と東京都を上回りました。

■図表3-7 合計特殊出生率の推移



資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

-

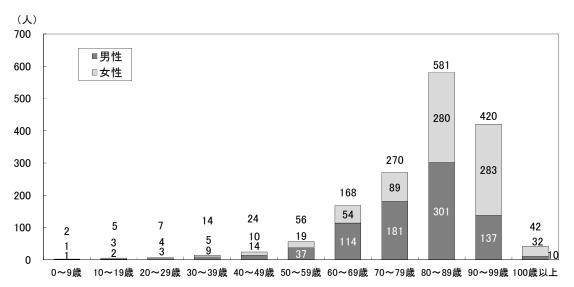
⁴ 合計特殊出生率: 出産可能年齢 (15~49 歳) の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

③死亡の状況

平成28年の区の死亡数を10歳階級別に見ると、80~89歳での死亡が最も多くなっています。また、50歳代から70歳代にかけては、男性の死亡が女性の死亡を大きく上回っています。

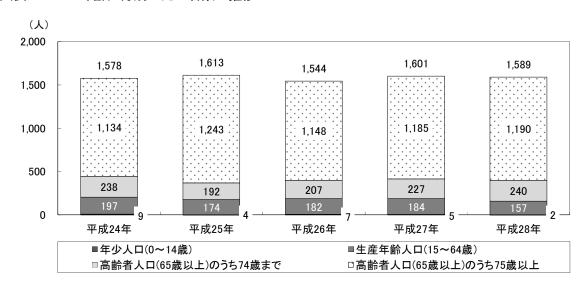
年齢区分別の死亡者数の推移では、いずれの区分もおおむね横ばいで推移しており、平成 25 年 以降は、高齢者人口(65歳以上)のうち75歳以上が75%前後を占めています。

■図表3-8 10歳階級別の死亡の状況



資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

■図表3-9 年齢区分別の死亡者数の推移



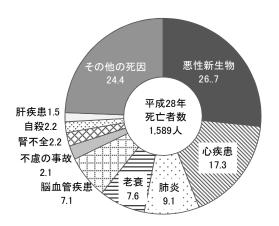
資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

4)主要死因別死亡の状況

平成28年の区の死亡者総数は1,589人でした。 主要死因では、第一位が悪性新生物で26.7%、第 二位が心疾患で17.3%となっています。その後には、 高齢化の進展に伴う特徴と考えられる肺炎が9.1% で第三位、老衰が7.6%で第四位となっています。

悪性新生物、心疾患、脳血管疾患を合わせた、いわゆる三大生活習慣病の割合は、51.1%です。

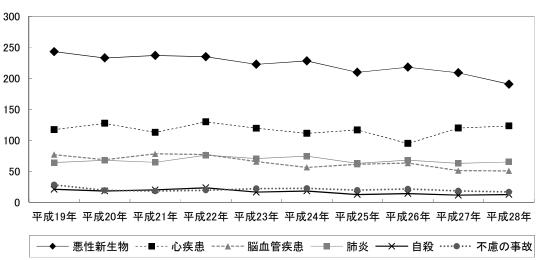
■図表3-10 主要死因別死亡の状況



人口 10 万人対の主要死因別死亡率をみると、第一位の悪性新生物は増減しながらも緩やかな減 少傾向がみられます。

■図表3-11 主要死因別死亡率の推移

(人口10万人対)



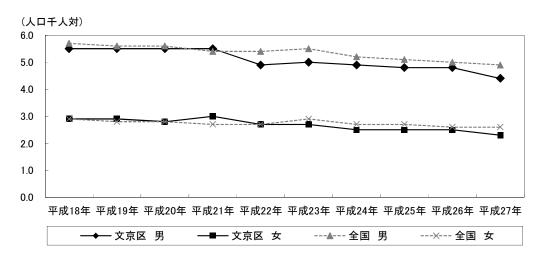
資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

5年齢調整死亡率

ア 全死亡

区の年齢調整死亡率は、男性は平成 21 年まで全国とおおむね同程度で推移していましたが、平成 22 年以降で減少し、その後は全国よりも低く推移しています。女性は平成 21 年で全国を上回ったものの、平成 23 年以降は全国よりも低く推移しています。

■図表3-12 年齢調整死亡率(全死亡)

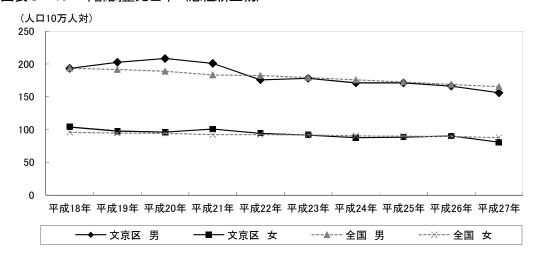


資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

イ 悪性新生物

悪性新生物の区の年齢調整死亡率は、平成22年以降、男女ともに全国とおおむね同程度で推移しています。

■図表3-13 年齢調整死亡率 (悪性新生物)



資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

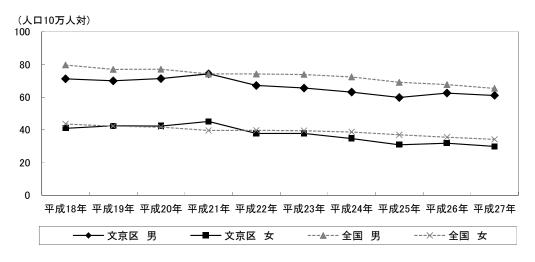
_

⁵ 年齢調整死亡率:地域間の年齢構成の違いの差を取り除いて比較するために用いられる死亡率で、基準人口 (昭和 60 年モデル人口) に合わせて比較したもの。なお、区の数値は、各年の死亡数の変化を平準化するため、当該年度を含めた前後3年間の死亡数で算出している。

ウ 心疾患

心疾患の区の年齢調整死亡率は、男女ともに平成 21 年で増加しましたが、それ以降はおおむね減少傾向もあり、全国よりも低く推移しています。

■図表3-14 年齢調整死亡率(心疾患)

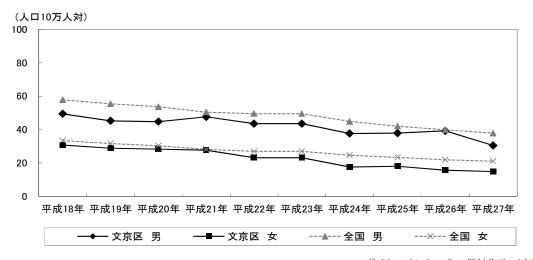


資料: ぶんきょうの保健衛生 (事業概要)

エ 脳血管疾患

脳血管疾患の区の年齢調整死亡率は、男女とも全国と同程度ないしは低く推移しています。また、 全国・区ともに減少傾向にあります。

■図表3-15 年齢調整死亡率(脳血管疾患)



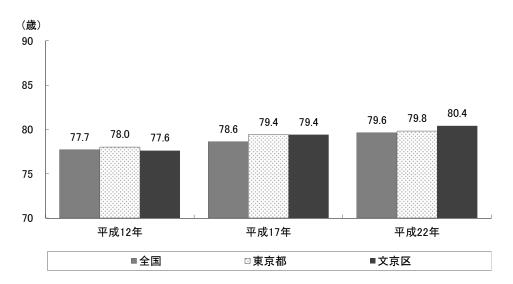
資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

(3) 寿命

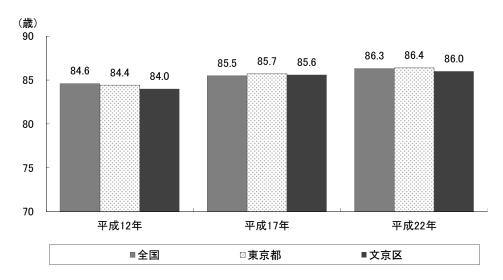
①平均寿命

現時点では、平成22年の生命表が全国・東京都と比較できる平均寿命の最新データです。区の 平均寿命を比較してみると、平成12年は男女ともに低い状況でしたが、平成17年の男性はやや高 く、女性ではほぼ同じくらいでした。平成22年は、男性が全国・東京都よりも高くなり80歳を超 えましたが、女性は平均寿命は伸びつつも、全国・東京都よりも低くなっています。

■図表3-16 平均寿命(男性)



■図表3-17 平均寿命(女性)



資料:全国/厚生労働省「第21回 生命表」

東京都/厚生労働省「平成22年都道府県別生命表の概況」 文京区/厚生労働省「平成22年市区町村別生命表の概況」

-

 $^{^6}$ 平均寿命: その人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を表したもの。

265 歳健康寿命

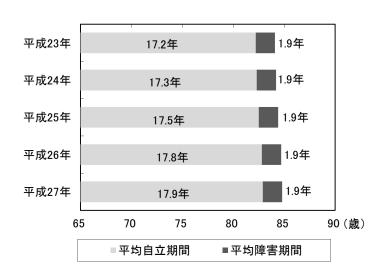
健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

東京保健所長会方式では、65 歳の人が、何らかの障害のために要介護認定(ここでは要介護2の認定)を受けるまでを健康な状態と考え、要介護認定を受けるまでの平均期間(平均自立期間)を加えたものを65 歳健康寿命としています。

平成 27 年の区民の 65 歳健康寿命は男性が 82.9 歳、女性が 85.7 歳とおおむね横ばいで推移しています。

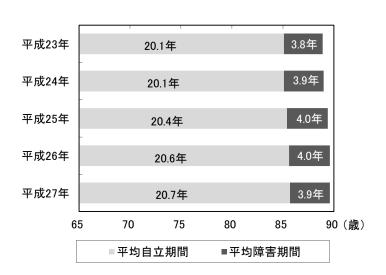
■図表3-18 平均寿命(女性)

年次	65 歳健康寿命
平成 23 年	82.2歳
平成 24 年	82.3歳
平成 25 年	82.5歳
平成 26 年	82.8歳
平成 27 年	82.9歳



■図表3-19 平均寿命(女性)

年次	65 歳健康寿命
平成 23 年	85.1歳
平成 24 年	85.1歳
平成 25 年	85.4歳
平成 26 年	85.6歳
平成 27 年	85.7歳



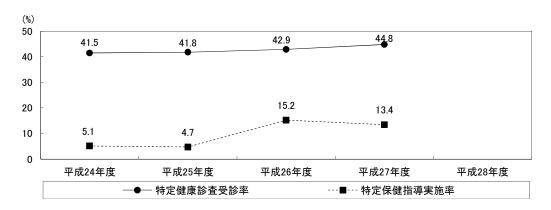
資料: ぶんきょうの保健衛生 (事業概要)

(4)健診等の状況

1特定健康診査

平成 27 年度の特定健康診査「受診率は 44.8%で、ほぼ横ばいで推移しています。平成 27 年度の特定保健指導。実施率は平成 26 年度で大きく増加し、平成 27 年度で 13.4%となっています。

■図表3-20 特定健康診査・特定保健指導の推移

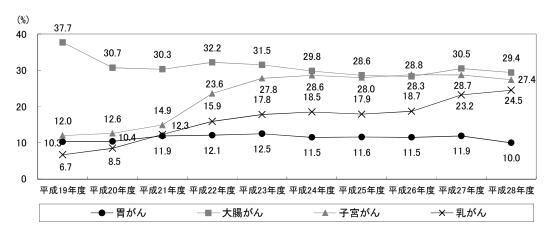


資料:保健衛生部·文京保健所健康推進課

②がん検診の受診状況

各種がん検診の受診状況は、大腸がん検診が高く推移しており、子宮がん検診や乳がん検診は近 年増加の傾向がみられます。

■図表3-21 各種がん検診の受診状況



※受診率については、平成28年度より国報告においては、住民全体を対象とすることに変更されたが、本計画においては、都において採用されている対象人口率を用いて算出している。

資料:保健衛生部・文京保健所健康推進課

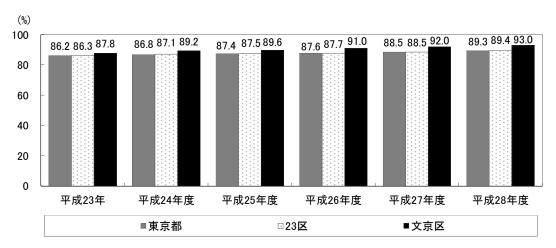
7 特定健康診査:2008年4月より開始された、40~74歳の医療保険加入者を対象に実施するメタボリックシンドロームに着目した健康診査のこと。

⁸ 特定保健指導:特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクの高い人を対象に実施する保健指導のこと。

③3歳児でむし歯のない児の割合

3歳児でむし歯のない児の割合の推移は、東京都・23区・区のいずれも緩やかな増加傾向にあり、 区は東京都・23区よりも高く推移し、平成28年度で93.0%となっています。

■図表3-22 3歳児でむし歯のない児の割合の推移

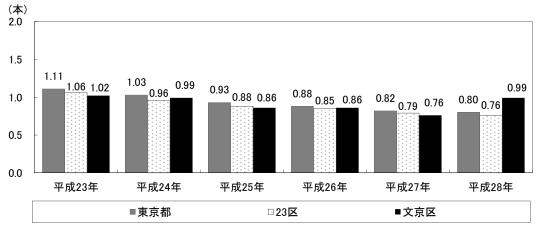


資料:保健衛生部・文京保健所保健サービスセンター

4DMFT指数

中学校第1学年の1人平均DMF T指数の推移は、東京都と23区はいずれも減少傾向にあります。区も減少傾向にありましたが、平成27年の0.76から平成28年に0.99へと増加しました。

■図表3-23 DMFT指数(中学校第1学年)



資料:東京都の学校保健統計書

_

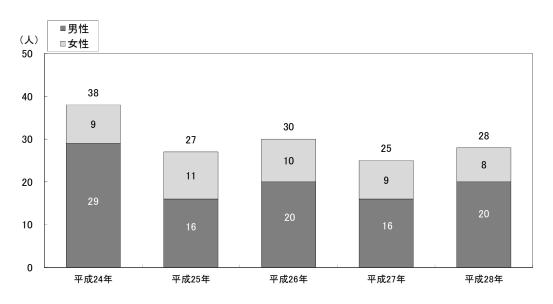
 $^{^9}$ DMFT指数: 1人あたりの永久歯のむし歯合計数(むし歯で抜いた歯、治療した歯も含む)。

(5) 自殺とこころに関する統計

①自殺者数

区の自殺者数は、男性の方が女性よりも多く、平成24年で38人でしたが、平成25年以降はおおむね30人前後で推移しています。

■図表3-24 自殺者数の推移

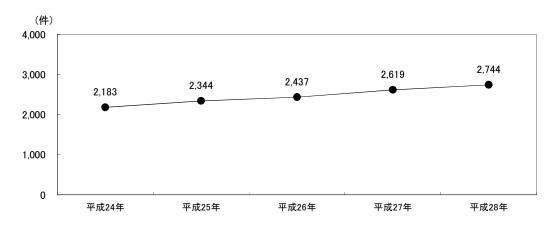


資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

2自立支援医療費制度(精神通院医療)

こころの病気で医療機関へ通院する場合に支給される自立支援医療(精神通院医療)¹⁰の申請件数は増加しており、平成28年で2,744件となっています。

■図表3-25 自立支援医療費制度申請件数の推移



資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

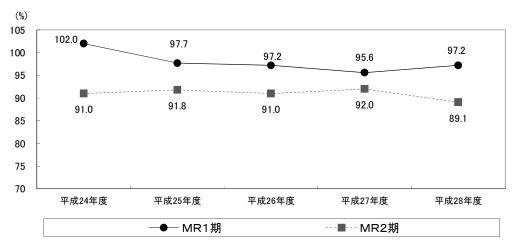
 $^{^{10}}$ 自立支援医療: こころの病気の治療のために、医療機関に通院する場合に医療費の自己負担の一部を、公費で負担する制度

(6)健康安全に関する統計

①MR (麻しん・風しん混合) ワクチン接種率

集団の中に感染者が出ても流行が阻止されるために必要な集団免疫率は、麻しんでは95%といわれており、厚生労働省は麻しんの予防接種率が、MR1期(生後12月から生後24月に至るまで)及びMR2期(5歳から7歳未満で小学校就学前1年間)の目標を95%以上と定めています。 区の接種率は、MR1期は95%以上で推移していますが、MR2期は90%前後となっています。

■図表3-26 MR (麻しん・風しん混合) ワクチン接種率の推移

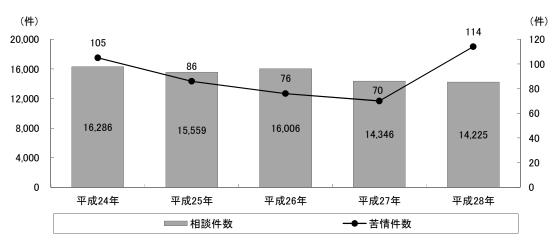


資料:保健衛生部·文京保健所予防対策課

②区民の食品に関する相談・苦情件数

食品に関する相談件数は、平成 24 年で 16,286 件ありましたが、平成 27 年以降は 14,000 件台で 推移しています。一方、苦情件数は、平成 24 年以降で減少傾向にありましたが、平成 28 年に 114 件と急増しました。

■図表3-27 区民の食品に関する相談・苦情件数の推移



資料:ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

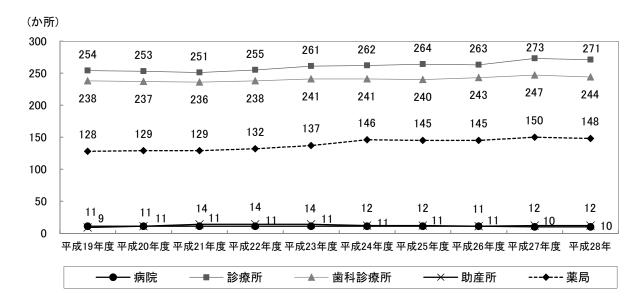
(7) 地域保健医療施設

①医療施設の概況

ア 医療施設数の推移

区内の医療施設数は、平成 23 年度現在、病院は 11 か所で変わらずに推移し、診療所は 261 か 所でほぼ横ばい、歯科診療所も 241 か所でほぼ横ばいで推移しています。

■図表3-28 医療施設数の推移



資料: ぶんきょうの保健衛生 (事業概要)

イ 病院

■図表3-29 病院数

病院施設数	10
救急医療機関:	8
入院治療を必要とする救急患者の医療を担当する医療機関	0
東京都指定二次救急医療機関:	
救急医療機関のうち、入院・手術等の専門的な診療を行う医療機関	5
救急救命センター (三次救急医療機関):	
二次救急医療機関のうち、生命の危険を伴う重症、重篤な救急患者に対し	、高度 3
な医療を総合的に提供する医療機関	
災害拠点病院:	
災害時に重症者の収容・治療を行う医療機関	Б

■図表3-30 病床数と種類

一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床
4, 905	118	137	30	0

ウ 診療所

■図表3-31 診療所数

総数	有床	無床
271	-	271

工 歯科診療所

■図表3-32 歯科診療所数

総数	
244	

■図表3-33 診療科目延べ件数

歯科	矯正歯科	小児歯科	歯科口腔外科
236	118	140	101

才 薬局

■図表3-34 薬局・薬店数

薬局数	薬店数
148	50

力 助産所

■図表3-35 助産所数

助産所数
12

資料:東京都福祉保健局

ぶんきょうの保健衛生

(8)健康に関するニーズ調査結果

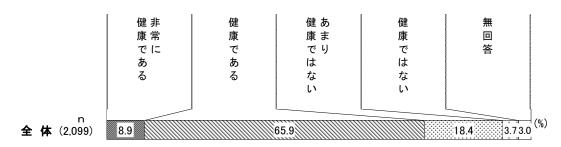
本計画の改定に先立ち、平成 28 年度に、区民の健康状態や健康管理の方法、健康づくりに関する要望等を把握するための調査を実施しました。調査の対象は、20 歳以上 89 歳以下の文京区在住者 4,800 人で、有効回答数は 2,099 件、有効回答率は 43.7% となっています。以下に主な調査結果について示します。

①健康的な生活習慣の確立

ア 健康観

健康感で「健康である」(非常に健康である+健康である)が 74.8%と、およそ4人に3人が回答しており、平成22年度から高い水準を維持しています。

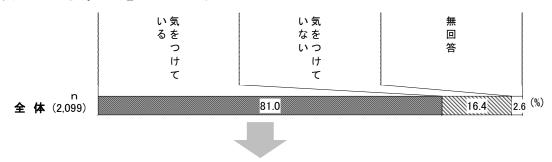
■図表3-36 健康感



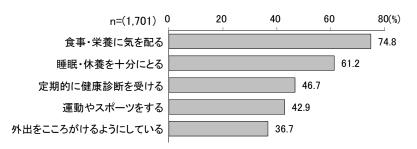
イ 健康についての意識

ふだん健康に「気をつけている」と回答した区民は80.1%となっており、その74.8%が食事や栄養に気を配り、また61.2%が睡眠や休養をとるようにしています。しかし、定期的に健康診断を受ける、運動やスポーツをすると回答した割合は半数以下となっています。

■図表3-37 健康に気をつけている状況



■図表3-38 健康に気をつけている具体的な内容

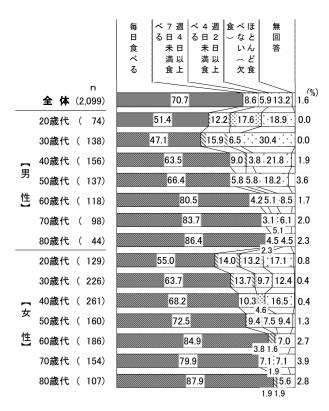


(上位5項目抜粋)

ウ食生活

朝食の摂取状況は、男性の30歳代で「ほとんど食べない(欠食)」が30.4%となっています。さらに、「朝昼晩と1日3回規則正しく食べる」、「1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする」といった、健康のための食生活の実践度がおおむね20~30歳代で低い傾向にあります。

■図表3-39 朝食の摂取頻度



■図表3-40 健康のために食生活で実践していること

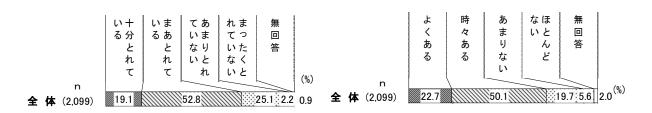
			単位(%)	
	n	引屋晩と1日3回規則正し	菜をそろえた食事をする1日1回は主食・主菜・副	
全 体	2,099	49.2	33.7	
男性	767	45.9	29.1	
女性	1,228	50.6	36.5	
男性/20歳代	74	35.1	32.4	
/30歳代	138	29.7	21.7	\vdash
/40歳代	156	40.4	22.4	
/50歳代	137	46.7	35.0	
/60歳代	118	56.8	28.0	
/70歳代	98	61.2	39.8	
/80歳代	44	65.9	29.5	
女性/20歳代	129	38.0	21.7	
/30歳代	226	41.6	37.6	\vdash
/40歳代	261	45.6	34.5	
/50歳代	160	45.6	34.4	
/60歳代	186	64.0	37.6	
/70歳代	154	60.4	45.5	
/80歳代	107	66.4	45.8	

エ 睡眠・ストレス

睡眠による休養が「とれている」(十分とれている+まあとれている)は71.9%となっています。 しかし、日常生活の中で悩みやストレスを感じている割合も72.8%と同程度で、平成22年度から 横ばいで推移しています。

■図表3-41 睡眠による休養の充足感

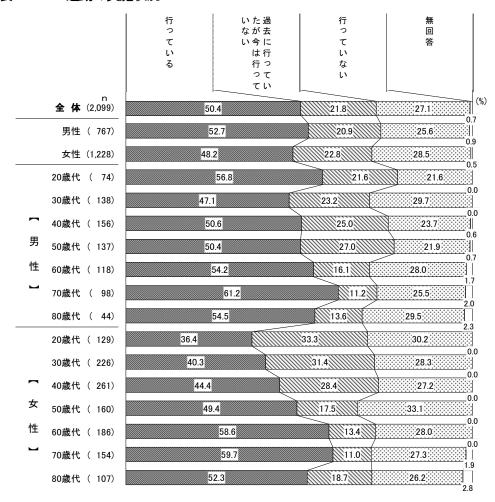
■図表3-42 悩みやストレスの状況



才 運動

ふだん運動を「行っている」は全体で 50.4%と半数を超えました。しかし、男性の 30 歳代、女性の 20~50 歳代は、「現在は行っていない」(過去に行っていたが今は行っていない+行っていない)が半数を超えています。

■図表3-43 運動の実施状況



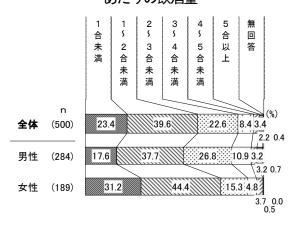
カ たばこ・アルコール

喫煙習慣があるという回答は男性で21.5%、女性で5.5%と、平成22年度から減少しています。 また、多量飲酒者(週5日以上で1日3合以上飲酒する人)の割合は男性で17.3%、女性で9.0% となっています。

■図表3-44 喫煙状況

こま 日吸 い今 +っ は とっ 時て 吸 がた 答 々い なく 〜 る τ い吸 た n (%) 11.9 26.6 全体 (2,099) 58.1 3.4 男性 (767) 21.5 \\\\37.3\\ 37.8 3.4 女性 (1,228) 5.5 20.3 71.0 3.2

■図表3-45 週5日以上飲酒する人の1日 あたりの飲酒量

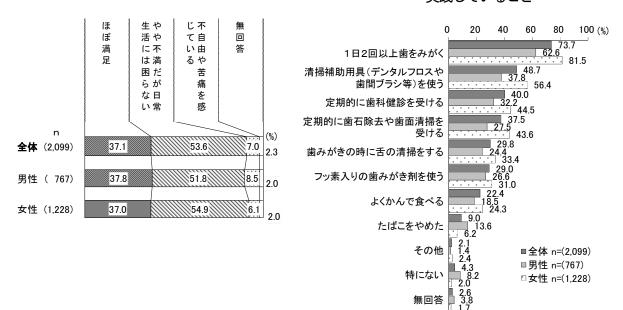


キ 歯と口腔

口腔状態に「不満や苦痛等を感じている」(やや不満だが日常生活には困らない+不自由や苦痛を感じている)は60.6%で、性別による大きな違いはありません。しかし、歯や歯肉、口腔の健康のために実践していることは、女性に比べて男性で低く、特に、「1日2回以上歯をみがく」、「清掃補助用具(デンタルフロスや歯間ブラシ等)を使う」での違いが大きくなっています。

■図表3-46 歯や歯肉、口腔状態の満足度

■図表3-47 歯や歯肉、口腔の健康のために 実践していること

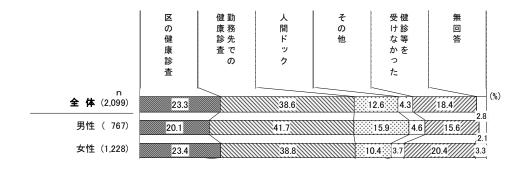


②生活習慣病対策

区民全体の健診等の受診率(区の健康診査+勤務先での健康診査+人間ドック+その他)は 78.8%です。

一方、メタボリックシンドロームの予防対策として、40歳以上の国民健康保険加入者に対して区が実施している特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率は低い状況にあります(17ページ参照)。

■図表3-48 生活習慣病の健診等の受診状況

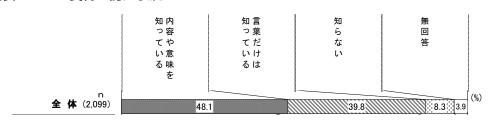


③食育の推進

食育の認知状況は、「内容や意味を知っている」が48.1%となっています。

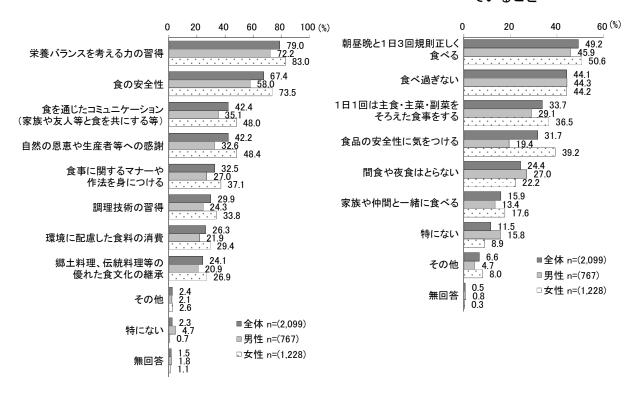
また、食に関して重要だと思うことは、「栄養バランスを考える力の習得」、「食の安全性」、「食を通じたコミュニケーション(家族や友人等と食を共にする等)」、「自然の恩恵や生産者等への感謝」が高く、特に、女性の方が男性よりも興味・関心が高くなっています。ただし、「家族や仲間と一緒に食べる」が実践されているのは、全体で15.9%にとどまっています。

■図表3-49 食育の認知状況



■図表3-50 食に関して重要だと思うこと

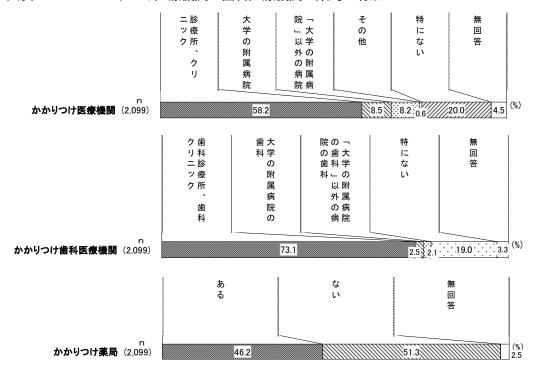
■図表3-51 健康のために食生活で実践していること



4 地域医療の推進

かかりつけ医がいる割合は74.9%、かかりつけ歯科医がいる割合は77.7%となっている一方で、 かかりつけ薬局は46.2%となっています。

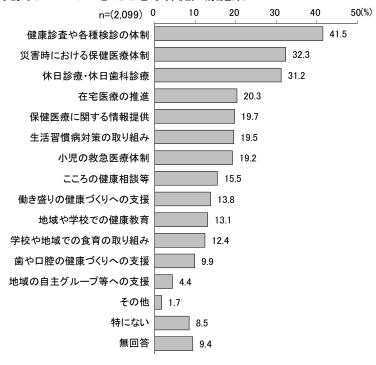
■図表3-52 かかりつけ医療機関・歯科医療機関・薬局の有無



⑤区の施策

区が特に充実していくべきだと思う保健医療施策としては、「健康診査や各種検診の体制」が41.5%で最も高く、次いで「災害時における保健医療体制」が32.3%、「休日診療・休日歯科診療」が31.2%などとなっています。

■図表3-53 区が特に充実していくべきだと思う保健医療施策



(9) 高齢者等実態調査結果

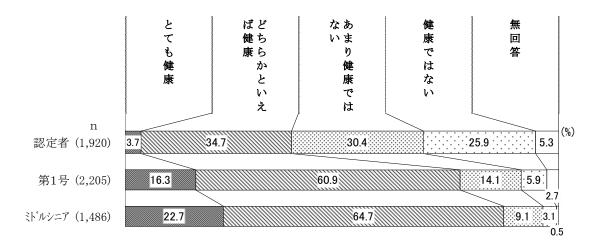
区では平成 28 年度に、高齢者の日常生活の実態、介護予防や健康への取組及び在宅生活の継続等を把握するため、要介護・要支援認定を受けていない 65 歳以上の介護保険被保険者を対象とした「第1号被保険者調査」、要介護・要支援認定を受けていない 50~64 歳の介護保険被保険者を対象とした「ミドル・シニア(50~64 歳)調査」、要介護・要支援認定を受けている 65 歳以上の介護保険被保険者を対象とした「要介護・要支援認定者調査」を実施しており、その中から健康に関連する結果を以下に示します。

なお、図表中において、〔認定者〕とは「要介護・要支援認定者調査」、〔第1号〕とは「第1号 被保険者調査」、〔ミドル・シニア〕とは「ミドル・シニア(50~64歳)調査」を表しています。

1健康意識

主観的な健康感は、いずれの対象者も「どちらかといえば健康」と思う割合が最も高く、〔認定者〕 が 34.7%、〔第 1 号〕が 60.9%、〔ミドル・シニア〕が 64.7%となっています。〔認定者〕は次いで「あまり健康ではない」が 30.4%、「健康ではない」が 25.9%となっています。〔第 1 号〕、〔ミドル・シニア〕は、次いで「とても健康」と思う割合が高く、〔第 1 号〕が 16.3%、〔ミドル・シニア〕が 22.7%となっています。

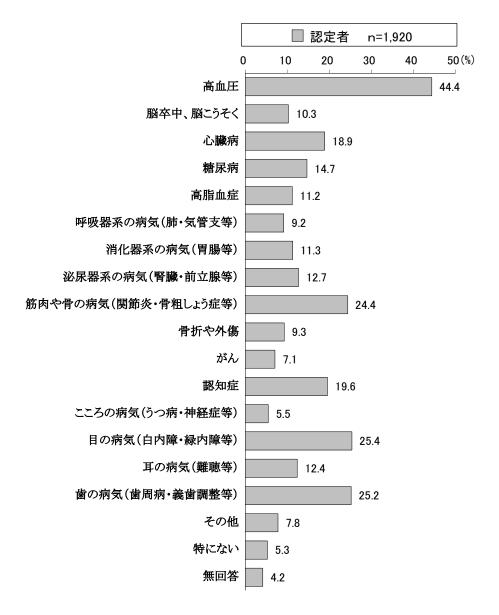
■図表3-54 健康意識



②現在治療中の病気〔認定者〕

〔認定者〕の現在治療中の病気は、「高血圧」が44.4%で最も高く、次いで「目の病気」が25.4%、「歯の病気」が25.2%となっています。

■図表3-55 現在治療中の病気



③健康の維持・増進や介護予防等のために取り組んでいること

健康の維持・増進や介護予防等のために取り組んでいることがある割合は、〔第1号〕が 91.1% で最も高く、〔ミドル・シニア〕が 88.2%、〔認定者〕が 73.0%となっています。

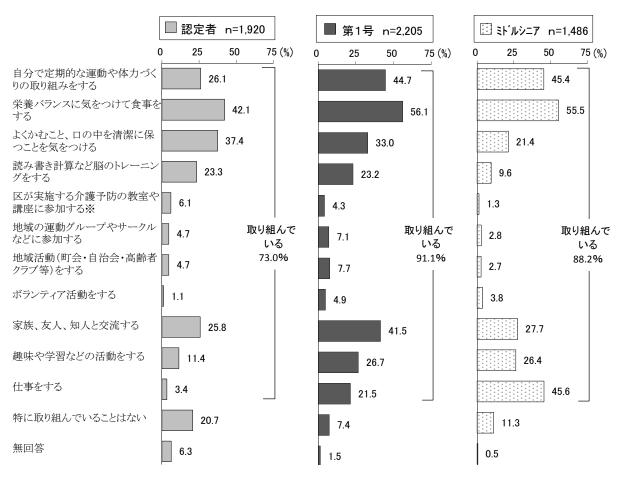
いずれの対象者も「栄養バランスに気をつけて食事をする」が最も高く、〔認定者〕が 42.1%、 [第1号] が 56.1%、〔ミドル・シニア〕が 55.5%となっています。

〔認定者〕は、次いで「よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける」が 37.4%、「自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする」が 26.1%となっています。

[第1号] は、次いで「自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする」が 44.7%、「家族、友人、知人と交流する」が 41.5%となっています。

[ミドル・シニア] は、次いで「仕事をする」が 45.6%、「自分で定期的な運動や体力づくりの 取り組みをする」が 45.4%となっています。

■図表3-56 健康の維持・増進や介護予防等のために取り組んでいること



※ミドル・シニアは 「区が実施する健康づくりの 教室や講座に参加する」

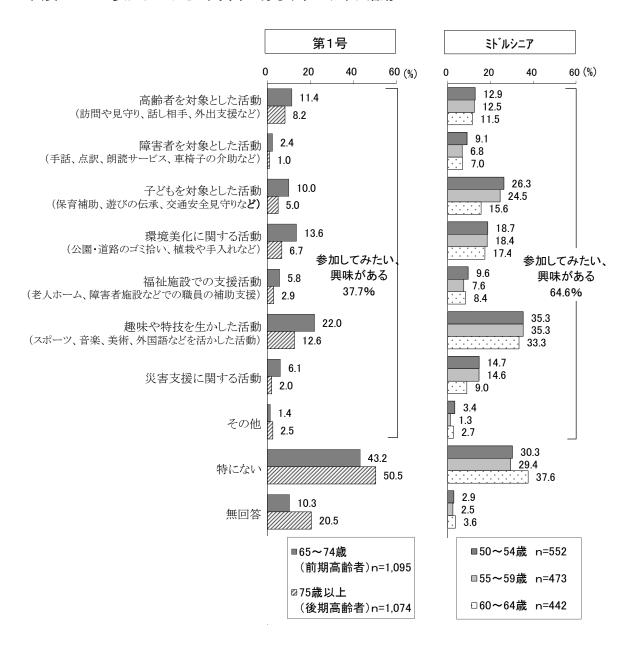
%「取り組んでいる」=100%-「特に取り組んでいることはない」-「無回答」

4参加してみたい、興味があるボランティア活動

ボランティア活動に参加してみたい、興味がある割合は、〔第1号〕が 37.7%、〔ミドル・シニア〕 が 64.6%となっています。〔ミドル・シニア〕はいずれの活動も〔第1号〕に比べて高くなっています。

年齢区分別にみると、[ミドル・シニア] の「50~54 歳」、「55~59 歳」では、「子どもを対象とした活動」の割合が [第1号] に比べて10ポイント以上高くなっています。

■図表3-57 参加してみたい、興味があるボランティア活動

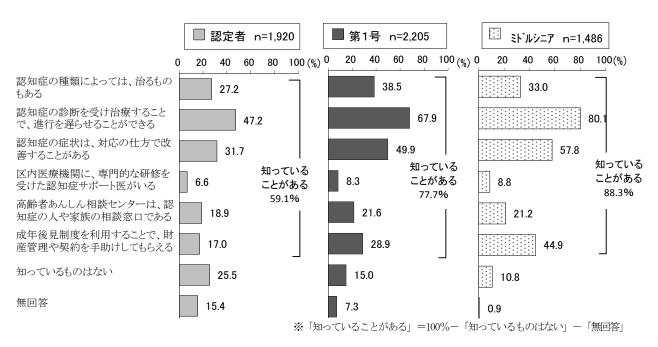


5認知症のケアや支援制度について知っていること

認知症のケアや支援制度について知っていることがある割合は、〔ミドル・シニア〕が 88.3%で 最も高く、次いで〔第1号〕が 77.7%、〔認定者〕が 59.1%となっています。

いずれの対象者も「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も高く、〔認定者〕が 47.2%、〔第 1 号〕が 67.9%、〔ミドル・シニア〕が 80.1%となっており、次いで「認知症の症状は、対応の仕方で改善することがある」が高く、〔認定者〕が 31.7%、〔第 1 号〕が 49.9%、〔ミドル・シニア〕が 57.8%となっています。

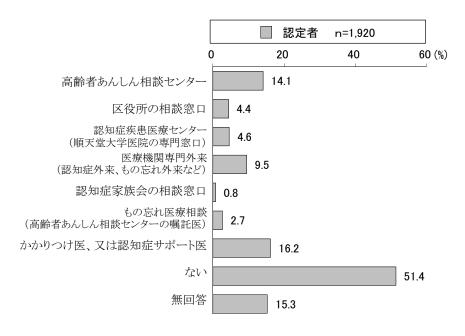
■図表3-58 認知症のケアや支援制度について知っていること



⑥認知症に関して相談したことがある、又は利用したい相談窓口〔認定者〕

〔認定者〕が認知症に関して相談したことがある、又は利用したい相談窓口については、「かかりつけ医、又は認知症サポート医」が 16.2%、「高齢者あんしん相談センター」が 14.1%、「医療機関専門外来」が 9.5%となっています。一方、「ない」が 51.4%となっています。

■図表3-59 認知症に関して相談したことがある、又は利用したい相談窓口

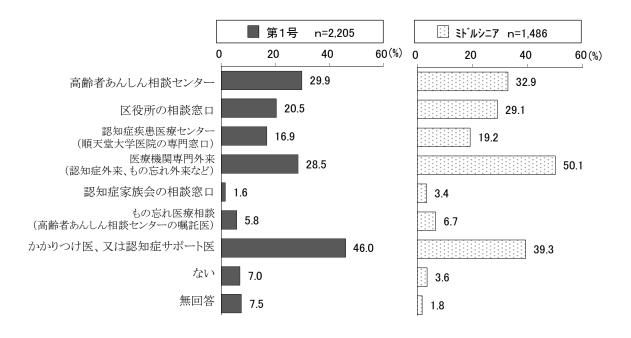


(7)認知症に関して相談する場合に利用すると思う相談窓口〔第1号、ミドル・シニア〕

認知症に関して相談する場合に利用すると思う相談窓口は、〔第1号〕は「かかりつけ医、又は認知症サポート医」が 46.0%で最も高く、次いで「高齢者あんしん相談センター」が 29.9%、「医療機関専門外来」が 28.5%となっています。

〔ミドル・シニア〕は「医療機関専門外来」が50.1%で最も高く、次いで「かかりつけ医、又は認知症サポート医」が39.3%、「高齢者あんしん相談センター」が32.9%となっています。

■図表3-60 認知症に関する相談に利用すると思う窓口



2 保健医療の現状

(1)健康づくりの推進

- 区民の主要死因は、「がん(悪性新生物)」が第1位、「心疾患」が第2位、「肺炎」が第3位、「老衰」が第4位、「脳血管疾患」が第5位となっています。また、「肝疾患」、「腎不全」、「大動脈瘤及び解離」、「慢性閉塞性肺疾患」、「糖尿病」、「高血圧性疾患」といった生活習慣に起因する疾患は、死亡者全体の58.5%となっています。
- メタボリックシンドロームの予防対策として、40歳以上の国民健康保険加入者に対して区が実施している特定健康診査の平成27年度の受診率は44.8%、特定保健指導の実施率は13.4%と低い状況にあります。
- 区の各種がん検診の受診率は、平成 28 年度において胃がん検診が 10.0%、大腸がん検診が 29.4%、子宮がん検診が 27.4%、乳がん検診が 24.5%となっています。(受診率は、都において 採用されている対象人口率を用いて算出しています)
- 区の出生数は、近年増加の傾向にあり、出生率(人口千対)も、平成 25 年以降は全国や都を 上回って推移しています。
- 65 歳健康寿命(東京保健所長会方式。要介護 2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合)は、近年、男性は都全体を上回って推移し、女性も平成 25 年から都全体を上回るようになりました。
- ニーズ調査で、食に関して重要だと思うことは、「栄養バランスを考える力の習得」、「食の安全性」、「食を通じたコミュニケーション(家族や友人等と食を共にする等)」、「自然の恩恵や生産者等への感謝」が高く、特に、女性の方が男性よりも興味・関心が高くなっています。ただし、「家族や仲間と一緒に食べる」が実践されているのは、全体で15.9%にとどまっています。

(2)地域医療の推進と療養支援

- ニーズ調査で、かかりつけ医がいる割合は 74.9%、かかりつけ歯科医がいる割合は 77.7%、かかりつけ薬局は 46.2%となっています。
- 大規模災害発生の際に、医療救護活動を行う医師等の名簿を作成・更新している他、災害用医療資機材・医薬品の備蓄及び管理や医師等を対象としたトリアージ研修を実施しています。また、災害時に医療救護活動を行う医師等が円滑に活動できるよう、防災課が実施する避難所総合訓練に参加しています。
- 精神保健医療施策は、入院医療中心から地域生活中心へと転換していることから、地域で安心して生活できるよう、管内の精神保健福祉に関する実態把握、精神保健福祉相談、患者家族会などの活動に対する助言や支援などのほか、居住の場や活動の場を整備し、精神障害者の保健、医療、福祉に関する施策の総合的な取組みを進めています。

(3)健康安全の確保

- 平成26年6月に、「文京区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。区では、区内で擬似症患者が発生した場合を想定した対応訓練を医療機関等と連携のもと実施するなどし、健康危機管理対策に取り組んでいます。
- 区では平常時における感染症発生動向調査、感染症発生時の防疫措置、各種予防接種等を実施し、感染症の予防に努めています。麻しん・風しんワクチンの接種率は、近年、第1期は95%以上で推移しているが、第2期は95%に至らず推移しています。
- 動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員制度を継続して取り組み、飼い主のモラル向上 のための普及啓発活動に努めるほか、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の推進を行い、動物と の共生社会の構築を目指しています。

3 保健医療の課題

(1)健康づくりの推進

- 健康の保持増進のため、区民一人ひとりに、適切な食習慣や運動習慣など健康的な生活習慣の必要性を周知し、意識的な生活習慣改善を促す必要があります。 また歯と口腔の健康が全身の健康と密接にかかわっていることを周知し、ライフステージに応じた口腔ケアの普及や歯周疾患検診の受診率向上を図るとともに、かかりつけ歯科医の定着を図っていく必要があります。
- 生活習慣病予防は、発病予防、早期発見・早期治療、そして重症化予防が大切であることから、 区民が健康管理に努められるよう、健康に寄与する様々な機会を提供するとともに、特に、特定 健康診査や特定保健指導のさらなる受診率及び実施率の向上を図る必要があります。
- がんの早期発見を図るために、さらなる受診率の向上を図っていく必要があります。また、生涯のうち2人に1人ががんに罹患するといわれており、がんになっても自分らしく地域で生活できるような取組を広げる必要があります。
- 妊娠、出産、乳幼児期は、母親にとって慣れない子育でに戸惑いや不安を強く感じやすい時期であることから、母子の身体的・精神的・社会的状況等を確認しながら、引き続き母親の心身の負担や育児不安の軽減を図っていく必要があります。
- 後期高齢者が急増する 2025 年を見据え、健康寿命の延伸に向け、早い時期からの生活習慣の 改善、介護予防などに取り組める環境を整備するとともに、高齢者自らが主体的な取組が行える ような支援が必要です。
- 食についての意識や実践状況は性別や世代によっても異なり、それぞれの立場で自分に適した 食生活を送れることが重要であるため、イベントや講習会をはじめ、情報提供等を通じて普及・ 啓発を行う必要があります。

(2) 地域医療の推進と療養支援

- 地域での在宅療養生活を支えていくための医療情報の理解や地域資源の把握と連携の推進が 必要です。
- 災害時の医療救護活動を的確かつ迅速に行うため、今後とも、医師等の名簿の毎年度更新や災害用医療資機材・医薬品の計画的な備蓄及び管理、避難所総合訓練への参加を継続します。
- 精神疾患に関する誤解や偏見をなくし、暮らしやすい地域づくりを進める必要があります。 またこころの不調や病を抱える人たちに対しては、様々な機会を通じて相談に応じ、必要な医療に結びつけ、治療を継続できるよう支援する必要があります。
- 難病や公害健康被害による患者等に対して、関係機関との連携を一層進め、療養支援及び相談 支援体制の充実を図る必要があります。

(3)健康安全の確保

- 区民生活の安全確保に向け、国や都、関係機関と連携して、総合的な健康危機管理対策を構築 していく必要があります。
- 区民が正しい知識を持って感染症を予防できるよう、日常の衛生管理意識や予防行動の啓発を 進めるとともに、予防接種の積極的な接種勧奨を行い接種率の向上を図る必要があります。
- 獣医師会や関係団体との連携を強化し、人と動物との共生に向け、地域主体の取組を支援するとともに、予防注射接種の推進等狂犬病発生予防の啓発、ペット及び飼い主のいない猫の糞尿被害防止に努める必要があります。

第4章 目標と計画事業

1 主要項目及びその方向性

(1)健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、すべての区民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージに応じた区民一人ひとりの身体とこころの健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等及び、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

妊娠・出産・子育て期では、切れ目のない支援の更なる充実と、各機関との連携体制の強化を 図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。

成人へ取り組みでは、疾病の早期発見・早期治療に向け、特定健康診査・特定保健指導やがん 検診等の充実と受診率向上を図り、生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底を目指します。

また、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、高齢期の健康課題に沿った健康の維持・増進及び健康づくりの支援と、介護予防活動の定着を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

さらに、食育については、性別や世代に合った自分らしい食事と健康づくりの実践と共に、食 を通じたコミュニケーションや食を大切にする心、食の安全について普及啓発を進めていきます。

(2) 地域医療の推進と療養支援

医療と介護を必要とする区民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅療養の体制の構築を進め、新たに介護保険法に位置づけられた「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組むとともに誰もが身近な「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」を持つことを区民に推奨していきます。また、東京都と連携し、医療法において定められた「地域医療構想」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせるまちの実現を推進します。今後増大する認知症の方に対しては、高齢者あんしん相談センターや認知症サポート医等との連携により、相談・支援体制の推進に努めます。

大規模災害に備え、医薬品等の更新やトリアージ研修の実施等、災害医療救護体制の整備充実 を図ります。

精神保健医療対策では、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するために、当事者や 家族等が地域で安定した生活を送ることのできる支援体制を充実していきます。また、自殺対策 を推進します。

難病や公害健康被害による患者等に対しては、関係機関との連携により療養支援及び相談支援 体制の充実を図ります。

(3)健康安全の確保

2020 年に東京オリンピック・パラリンピックが開催される他、近年、海外との往来が盛んになっていることから、新型インフルエンザ等の新興感染症や再興感染症¹¹及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都と連携して構築していきます。

感染症対策については、発生予防のための啓発を推進し、発生時の迅速な対応及び蔓延防止に 努めます。特に、予防接種は防ぐことができる病気を予防し、命と健康を守っていくために非常 に重要な手段であることから、定期予防接種¹²の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種 の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めていきます。

また、区民が日常利用する診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・ クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物¹³など、区民の健康に影響を与える事業者の自主的衛 生管理が適切に実施できるよう情報提供や監視・指導に努めます。

あわせて、区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとと もに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行っていきます。

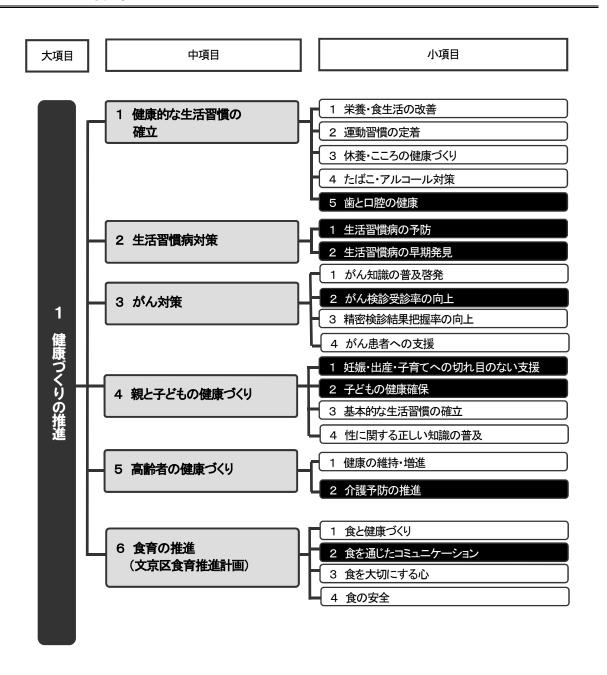
さらに、動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。

¹¹ **新興感染症・再興感染症**:新興感染症とは、これまで知られていなかった新しい感染症(新型インフルエンザ、エボラ出血 熱等)をいい、再興感染症とは、既に克服したと考えられていたにもかかわらず、再び猛威を振るい始めた感染 症(結核・デング熱等)をいう。

¹² **定期予防接種**: 予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種のこと。集団予防と個人予防の観点から特に重要と思われる疾病(ポリオ、麻しん、風しん、高齢者インフルエンザなど)が対象となる。それに対し、予防接種法の対象となっていないものを、任意予防接種という。

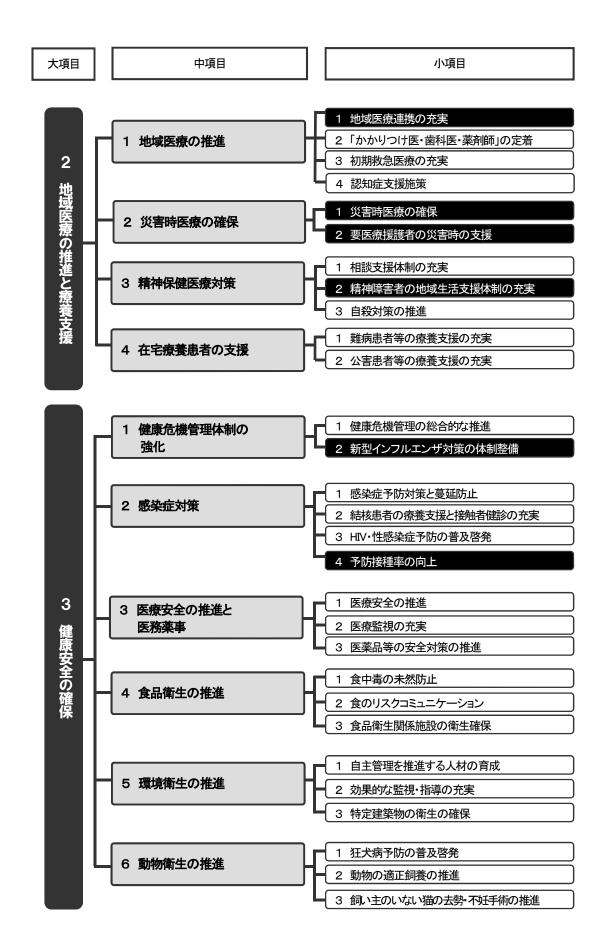
¹³ **特定建築物**: 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物で、興行場、店舗、事務所、学校等、多数の 人が利用する相当程度の規模を有するものをいう。

2 計画の体系



【凡例】

・小項目の表示事業は、計画目標を掲げ、進行管理の対象とする事業です。



3 計画事業

1 健康づくりの推進

1-1 健康的な生活習慣の確立

生涯にわたり主体的に健康づくりに取り組めるよう、対象集団ごとの特性やニーズ、健康課題等の 把握を十分に行い、健康増進のための基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、 喫煙及び歯・口腔の健康に関して、日常生活の中で開始・継続が可能な健康的な望ましい生活習慣の 確立を促します。

1-1-1 栄養・食生活の改善

生活習慣病予防を目的に、テーマ別の講習会や若年層を対象とした早期予防に向けた講習会を、調理実習と共に実施します。

【行動目標】

	ベースライン(平成 28 年度)	目標(平成34年度)
適正体重(BM 18.5~25.0 未満)の人の増加		
20~69 歳男性	70.6%	72.0%
20~69 歳女性	68.2%	72.0%
40歳代・50歳代男性の肥満(BM 25	5.0 以上)の減少	
40~59 歳男性	28.7%	24.0%
30歳代女性のやせ(BM 18.5未満)	の減少	
30~39 歳女性	21.2%	18.0%
肥満傾向にある子どもの減少		
小学5年男子	1.8%	減らす
小学5年女子	0.2%	減らす
食生活に気を付けている人の増加		
	74.8%	増やす
1日3回規則正しく食べる人の増加		
	49.2%	増やす
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた	-食事をする人の増加	
	33.7%	増やす
野菜を食べる人の増加		
男性	33.8%	増やす
女性	46.9%	増やす
朝食を毎日食べる人の増加		
20~29 歳男性	51.4%	増やす
20~29 歳女性	55.0%	増やす

事業名	栄養指導講習会(成人向け)
	生活習慣病予防を目的としてテーマを設けて調理実習を取り入れた講習会や、生活
事業概要	習慣病の早期からの予防を目的として、若年層を対象とした調理実習を取り入れた講
	習会を実施します。

1-1-2 運動習慣の定着

生活習慣病の予防、社会生活機能の維持・向上、生活の質の向上を図り、健康な生活を維持していくため、運動習慣を持つ人を増やし運動習慣の定着を図ります。ライフステージに応じ、地域で手軽に運動に取り組めるように環境を整えていくとともに、運動のきっかけづくりなどを支援していきます。

【行動目標】

		ベースライン(平成 28 年度)	目標(平成34年度)
運動習慣を持つ人の増加			
	20~64 歳男性	51.3%	増やす
	20~64 歳女性	44.4%	増やす

【計画事業】

事業名	運動習慣のきっかけづくり
事業概要	生活習慣の改善や運動習慣の定着を希望する区民を対象に、ウォーキングや有酸素 運動等の実践指導を行います。また、生活習慣病予防教室において、運動のきっかけ づくりとなる講習会等を開催します。

1-1-3 休養・こころの健康づくり

心身の健康の保持・増進には、適切な睡眠をとることやストレスと上手に付き合うことなどが 大切なため、休養やこころの健康づくりへの関心や理解を深めるために、正しい知識の普及啓発 の充実を図ります。また、睡眠障害やこころの不調がある方には、専門機関等への相談や医療機 関の受診について情報提供を行ないます。

【行動目標】

	ベースライン(平成 28 年度)	目標(平成34年度)	
睡眠による休養が十分とれていない人の	睡眠による休養が十分とれていない人の減少		
	27.3%	減らす	
ストレスを感じている人の減少			
	72.8%	減らす	
ストレスを解消できている人の増加			
	64.5%	減らす	

事業名	広報・啓発活動
事業概要	区報・ホームページ等を通じ、適切な睡眠の意義やとり方について普及啓発を行ないます。また、身体活動・運動や趣味・余暇活動の充実を通じた効果的な支援を行ないます。

事業名	精神保健講演会
車業福田	心と体の健康を保つために必要な知識や、疾病の予防及び対処方法などについて理
事業概要	解を深めます。

事業名	精神保健相談
事業概要	精神的な問題を抱える当事者や家族の相談に精神科医が応じます。

1-1-4 たばこ・アルコール対策

喫煙は、多くの疾病の危険因子として明らかになっており、また、受動喫煙も様々な疾病の原因であるため、成人の禁煙、未成年者の喫煙防止、妊娠中の喫煙及び受動喫煙についての教育、普及啓発等に取り組みます。また、飲酒は生活習慣病を始めとする様々な身体疾患等のリスク要因となるため、適正な飲酒と未成年者及び妊娠中の者の飲酒防止に取り組んでいきます。

【行動目標】

	ベースライン(平成 28 年度)	目標(平成34年度)	
喫煙率の低下	喫煙率の低下		
	11.9%	減らす	
妊婦の喫煙の防止			
	0.1%	0.0%	
乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下			
	15.1%	3.0%	
多量飲酒者(週5日以上1日3合以上飲	で酒する人)の減少		
男性	10.1%	減らす	
女性	3.6%	減らす	
妊娠中の飲酒の防止			
	0.0%	0.0%	

事業名	妊婦と家族への禁煙啓発
事業概要	母子健康手帳とともに「たばこの煙の害と禁煙、禁煙外来マップ」のリーフレット 配布を行い禁煙の啓発を行います。また、母親学級・両親学級などへの参加の機会を 利用して、希望者に呼気中一酸化炭素濃度の測定を行うとともに、たばこが健康へ及 ぼす影響について啓発します。

事業名	講演会等による啓発活動
	講座講演会や生活習慣病予防教室等により、たばことアルコールが生活習慣病に及
事業概要	ぼす影響について啓発します。また、区立小学校及び中学校でのリーフレット配布や
	世界禁煙デーにおいての周知活動などの啓発活動を実施します。

事業名	受動喫煙防止に関する対策
事業概要	受動喫煙の健康影響を未然に防止し、区民の健康の確保を図るため、望まない受動
尹未恢安	喫煙の防止、未成年者の保護等必要な対策を講じます。

1-1-5 歯と口腔の健康

生涯にわたり健康で豊かな生活を営むためには、歯と口腔の健康が必要です。大切な歯と口腔の健康を維持・向上させるために、各ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりの支援を行います。

【行動目標】

	ベースライン(平成 28 年度)	目標(平成34年度)
幼児期・学齢期のむし歯のない児の増加		
3歳児でむし歯がない児の増加		
	93.0%	98.0%
12歳児1人平均う歯数(DMF ⁻		
	0.99 歯	減らす
歯周疾患を有する人の割合の減少		
40歳における進行した歯周炎を		
	28.9%	25.0%
60歳における進行した歯周炎を	有する人の減少	
	45.0%	40.0%
歯の喪失防止		
60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有	する人の増加	
	85.3%	90.0%
40歳で喪失歯のない人の増加		
	89.1%	94.0%
口腔機能の維持・向上		
60歳代における咀嚼良好者の増加	םם	
	88.4%	93.0%
健全な口腔状態の維持		
定期的に歯科検診を受ける人の増	加	
	40.0%	65.0%
かかりつけ歯科医を持つ人の増加	1	
	77.7%	増やす
丁寧に歯を磨く(1日2回以上磨	く・清掃補助用具を使う)人の増	加
	40.5%	増やす
8020運動についての認知度の	増加	
	42.7%	増やす
口腔機能低下についての認知度の	增加	
	24.6%	増やす
全身疾患とむし歯や歯周病の関連	性についての認知度の増加	
	51.3%	増やす

行管理实	

事業名	歯周疾患検診	
事業概要		患を予防し、生涯における口腔機能の維持・ での5歳刻みを対象に歯周疾患検診を実施し、 す。
実績と計画内容	実績(平成28年度)	計画内容(平成 35 年度)
	受診率 10.6%	受診率 12.0%

事業名	乳幼児期の歯と口の健康づくり
事業概要	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科保健相談において歯科健診、保健指導を実施します。希望者には、歯科医師の指示の下、希望者にフッ化物歯面塗布を行い、むし歯予防対策を実施します。 また、育児学級や母子グループ等でも、歯が生えていない時期から各月齢に応じた
	歯と口腔の健康づくりを啓発し、口腔機能の健やかな成長の支援を行っていきます。

事業名	保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策	
事業概要	認可保育園、幼稚園及び小・中学校では、健康保持を目的として、定期的に歯科健 康診査及び歯科衛生指導を実施します。 また、「歯と口腔の健康」についての啓発を進めるため、幼稚園及び小・中学校に	
丁未 似女	おいて、よい歯の表彰、図画・ポスター表彰、よい歯のバッチ贈呈等を行うとともに、 講演会を開催します。	

事業名	妊婦歯周疾患検診
	妊娠中にかかりやすい歯周疾患を早期に発見し、胎児の健やかな成長と母体の健康
事業概要	の維持を図ります。また、母親学級では妊娠中の歯と口腔の健康について歯科衛生教
	育を行います。

事業名	高齢者の口腔機能向上教室
事業概要	65 歳以上の健康な高齢者を対象に、いつまでも自身の歯でおいしく食事がとれるよう介護予防の観点から口腔機能向上教室を実施します。

事業名	障害者(児)歯科診療事業
事業概要	障害者(児)等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ医へも繋げていきます。

事業名	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談事業
事業概要	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に対して歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問して健診・予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図ります。

事業名	歯科保健教育
事業概要	歯と口腔の健康づくりについて、各ライフステージに応じて必要な情報を提供し、
尹未恢安	歯と口腔の健康に関する意識向上と啓発を図ります。

1-2 生活習慣病対策

生活習慣病を予防するための取り組みとして、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に 重点を置いた対策を推進します。また、生活習慣病の早期発見のために特定健康診査等の受診率の向 上及び特定保健指導の実施率の向上と重症化予防を図っていきます。

1-2-1 生活習慣病の予防

生活習慣病を予防するための区民の主体的な取り組みを支援するため、糖尿病、動脈硬化、脂質異常症等の生活習慣病をテーマとした教室を開催し、健康に対する的確な情報提供を行います。

【計画事業】

進行管理対象事業

事業名	生活習慣病予防教室	
事業概要	生活習慣病予備軍を対象に医師・栄養 を実施します。また、運動のきっかけづ	士・運動指導士による講習会(講義・実技) くりとなる講習会等を開催します。
実績と計画内容	実績(平成28年度)	計画内容(平成35年度)
天順と計画的合	55 回	55 回

事業名	栄養指導講習会(成人向け) <1-1-1 再掲>
事業概要	生活習慣病予防を目的としてテーマを設けて調理実習を取り入れた講習会や、生活 習慣病の早期からの予防を目的として、若年層を対象とした調理実習を取り入れた講 習会を実施します。

1-2-2 生活習慣病の早期発見と重症化予防

平成 30 年度からの特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づき、内臓脂肪に着目した特定健康診査・特定保健指導を継続実施します。特定健康診査未受診者や特定保健指導未利者への勧奨を行い、新規受診者・新規利用者の増加を図ります。また、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防対策を推進します。

【計画事業】

XE //	aras III		₹事
7 EE 41		$A \cap S$	
進行		^:I 🌌	$\mathtt{v} = \mathtt{v} = \mathtt{v}$

事業名	健康診査・保健指導	
事業概要		び後期高齢者医療制度に加入する区民等を こ着目した、特定健康診査・特定保健指導を を予防します。
実績と計画内容	実績(平成 28 年度) 特定健康診査受診率 44.2%	計画内容(平成35年度)
NACTION 10	特定保健指導実施率(終了率) 11.0%	特定健康診査受診率 60% 特定保健指導実施率(終了率) 60%

1-3 がん対策

がんは死因の第1位で主要死因別死亡の約3割を占めるため、がんに関する正しい知識の普及啓発、 科学的根拠に基づいた効果的な検診の実施と受診率の向上を図っていきます。また、がんになっても 安心して地域生活を送ることができるよう、がん患者や家族に対する相談や情報提供を行っていきま す。

1-3-1 がん知識の普及啓発

がんに関する正しい知識の普及啓発の充実強化を行います。

事業名	広報・講演会等開催
事業概要	区報・ホームページを通じ、ピンクリボンキャンペーン・がん征圧月間・相談機関等の周知を図ります。がんに関する講演会を開催し、疾病・検査等に関する知識の啓発を行い、がんの正しい知識の普及啓発に努めます。また、検診受診者など様々な機会を活かした啓発にも努めます。

事業名	区立小・中学校「がん教育」
事業概要	区内病院、大学及び医師会と連携し、区立小・中学校を対象に、がん教育に関する 授業講師派遣及び講習会を実施します。また、小学校がん教育モデルを作成し、がん 教育の充実を図ります。

1-3-2 がん検診受診率の向上

死亡原因の第一位であるがんの早期発見のために、より効率的・効果的な受診勧奨と再勧奨を 行い、がん検診率の向上を図ります。

【計画事業】

進行管理対象事業 事業名 各種がん検診 胃がん (男女)、大腸がん (男女)、子宮がん (女) 及び乳がん (女) 検診を実施します。 実績 (平成 28 年度) 計画内容 (平成 35 年度)

実績(平成28年度) 計画内容(平成35年度) 胃がん(男女)検診 受診率 10.0% 胃がん(男女)検診 受診率 15.0% 大腸がん(男女)検診 受診率 29.4% 大腸がん(男女)検診 受診率 34.4% 子宮がん(女)検診 受診率 27.4% 子宮がん(女)検診 受診率 32.4%	事業概 要	ます。	
実績と計画内容 大腸がん (男女) 検診 受診率 29.4% 大腸がん (男女) 検診 受診率 34.4%		実績(平成28年度)	計画内容(平成 35 年度)
乳がん (女) 検診 受診率 24.5% 乳がん (女) 検診 受診率 29.5%	実績と計画内容	大腸がん (男女) 検診 受診率 29.4% 子宮がん (女) 検診 受診率 27.4%	大腸がん (男女) 検診 受診率 34.4% 子宮がん (女) 検診 受診率 32.4%

[※]受診率については、28年度より国報告においては、住民全体を対象者とすることに変更されたが、本計画においては、 都において採用されている対象人口率を用いて算出している。

1-3-3 精密検診結果把握率の向上

がん検診で要精密検査となった方が確実に医療機関に受診するよう受診勧奨を行なっていきます。

【計画事業】

事業名	がん検診要精密検査勧奨及び結果把握
事業概要	検診結果が要精密検査となった方に対し、受診勧奨及び結果把握を行います。

1-3-4 がん患者への支援

がん患者や家族が、がんと向き合い自分らしく暮らしていけるよう、がんに関する地域資源について情報提供を行い、関係機関と連携しながら支援を行います。

事業名	医療相談 <3-3-1 再掲>
事業概要	患者やその家族から区内の診療所等についての相談に応じ、自ら解決するための助言等を行なうため、専任看護師が相談に応じる「患者の声相談窓口」を開設しています。

事業名	がん患者支援
事業概要	患者やその家族の地域生活に必要な情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。

1-4 親と子どもの健康づくり

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて、妊娠・出産・子育で期の切れ目のない保健体制の充実と安心して子どもを生み、健やかに育てられる家庭や地域の環境づくり、子どもの多様性を尊重し、親に寄り添う支援に取り組みます。また、保健、医療、福祉、教育等の連携をさらに強化し、妊娠期からの児童虐待発生予防の取組を推進していきます。

1-4-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

心身ともに安心して妊娠・出産・子育てに臨めるよう、妊産婦及び乳幼児の実情を継続的に把握し、必要な情報提供や助言を行うことで、より身近な場で妊産婦等子育て家庭を支えます。また、関係機関との連携体制を強化し、包括的な支援体制を構築します。

【計画事業】

事業名	妊婦健康診査
事業概要	妊娠届提出時に健康診査受診票を配付し、委託する都内医療機関で一般健診(14回)と超音波検査(3回)、子宮頸がん検診(1回)の助成を行います。里帰り出産等都外施設や助産院で受診した場合には、償還払いにより助成をしています。

事業名	妊婦歯周疾患検診 <1-1-5 再掲>
事業概要	妊娠中にかかりやすい歯周疾患を早期に発見し、胎児の健やかな成長と母体の健康 の維持を図ります。また、母親学級では妊娠中の歯と口腔の健康について歯科衛生教
	育を行います。

進行管理対象事業

事業名	妊婦全数面接	
事業概要		面接を行い、妊娠中の不安の軽減、出産に向 する家庭を把握し、関係機関と連携して適切
実績と計画内容	実績(平成28年度)	計画内容(平成35年度)
	79. 9%	85. 0%

事業名	母親学級・両親学級
事業概要	妊婦及びその配偶者等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、 仲間づくりを行い、親となる準備を支援します。

事業名	栄養指導講習会(妊婦向け)
事業概要	母子の健康管理の観点に基づき、バランスのとれた食事、妊娠期に特に注意したい 食品・栄養素についての知識や、出産後の家族の食生活も視野に入れた技術を伝達す
争未恢安	まための講習会を実施します。

事業名	産後ケア事業
事業概要	出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる体制をつくります。また、妊産婦等が抱える悩みや、産前産後の心身の不調について、関係機関と連携し、包括的に支援します。

進行管理対象事業

事業名	乳児家庭全戸訪問事業	
事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を継続し、関係機関と連携して適切な支援を行います。	
実績と計画内容	実績(平成 28 年度)	計画内容(平成35年度)
	訪問率 86.7%	88.0%

1-4-2 子どもの健康確保

子どもの成長に応じて行っている乳幼児健康診査は、健やかな成長・発達を確認するとともに、 子どもの疾病や障害を早期発見し、治療や療育につながる機会であるとともに、育児不安や育児 ストレスなどを抱え、子育てが困難となっている家庭を把握する機会にもなります。支援が必要 な家庭には、虐待の発生を予防するための事業を提供するとともに関係機関と連携して継続した 支援を実施していきます。

【計画事業】

進行管理対象事業

事業名	乳幼児健康診査	
事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつ等子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。	
実績と計画内容	実績(平成28年度)	計画内容(平成35年度)
	4 か月児健診受診率 97.2%	98.0%

事業名	発達健康診査
事業概要	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について専門医による診察・相 談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し、適切な 療育につなげます。

進行管理対象事業

事業名	乳幼児家庭支援保健事業	
事業概要	育児不安や育児ストレスを抱え、支援が必要な養育者に対し、個別相談やグループ 支援を継続的に行い、虐待の発生を予防します。講演会等で広く乳幼児の発達や育児 に関する知識を啓発することで、養育者の不安や心配の解消を図ります。	
実績と計画内容	実績(平成28年度)	計画内容(平成35年度)
	172 回	172 回

事業名	栄養指導講習会(乳幼児向け)
事業概要	離乳期から幼児期までの子どもの発達に合わせた適切な食事作りを家庭で実践できるよう支援するため、講習会等を開催します。

事業名	初孫講座
事業概要	近年の離乳食など子育て事情を祖父母世代に伝えることで世代間コミュニケーションを円滑にして、家族間の育児に対する協力体制を強化するための講習会を実施します。

事業名	乳幼児期の歯と口の健康づくり <1-1-5 再掲>	
+ W lm	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科保健相談において歯科健診、保健指導を実施します。希望者には、歯科医師の指示の下、希望者にフッ化物歯面塗布を行	
事業概要	い、むし歯予防対策を実施します。 また、育児学級や母子グループ等でも、歯が生えていない時期から各月齢に応じた 歯と口腔の健康づくりを啓発し、口腔機能の健やかな成長の支援を行っていきます。	

1-4-3 基本的な生活習慣の確立

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・ 睡眠が大切です。乳幼児の親に向けた啓発や、学童に向けての学校での健康診断等の機会を捉え た生活習慣病予防の啓発を実施し、望ましい生活習慣を身につけられるよう支援していきます。 また、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもだけの問題とせず、社会全体の 問題として考え行動できるよう、様々な機会を捉えて基本的な生活習慣の育成に取り組みます。

事業名	乳幼児期からの基本的な生活習慣獲得の支援	
事業概要	乳幼児健康診査や親子講演会などの機会に、「早寝・早起き・朝ごはん」や「外遊 び」など子どものころからの健全な生活習慣について啓発します。	
	01 など1とものころからの歴土な工作目頂について否定しより。	

1-4-4 性に関する正しい知識の普及

女性は妊娠・出産や女性特有の疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる 健康上の問題に直面することを踏まえ、ライフステージに応じた性に関する正しい知識・情報の 啓発活動を推進します。区立小・中学校では、年齢に応じ、体の発育・発達、心の発達、悩みへ の対処について理解することを目的として授業を行い、自他の生命を尊重し、自尊感情や自己肯 定感を高める教育の充実を図ります。

【計画事業】

事業名	中学生用学習教材
事 类柳西	区立中学3年生に対して学習教材を配付し、年齢による体の変化や性感染症などの
事業概要	正しい知識の普及を図ります。

1-5 高齢者の健康づくり

高齢になっても健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいをもって生活できるよう、 健康相談や健康診査などの高齢者の健康維持・増進につながる取組や、生活機能の維持・向上を図る 介護予防のための取組を推進していきます。

1-5-1 健康の維持・増進

高齢者がいつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、自らの健康状態を把握するための 健康相談や健康診査・保健指導等を行います。また、高齢者向け各種スポーツ教室の実施などを 通して、健康づくりを進めていきます。

事業名	健康相談
事業概要	区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液検
丁未 恢安	査などを行う健康相談を実施します。

事業名	健康診査・保健指導 <1-2-2 再掲>	
	40 歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を	
事業概要	対象として、メタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査・特定保健指導を	
	継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。	

事業名	高齢者向けスポーツ教室	
事業概要	60 歳以上の区内在住者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康	
	体操教室及び高齢者水泳・健康体操教室を実施します。	

事業名	高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援	
事業概要	健康で生きがいのある生活の実現のため、高齢者クラブによる輪投げ等の軽スポー	
	ツ及び健康体操教室の開催を支援します。	

1-5-2 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的に行っています。高齢者がいつまでも活動的で生きがい・役割をもって生活できるよう、高齢者の自立支援に資する取組を推進し、地域への自立支援と介護予防の普及を図っていきます。

【計画事業】

事業名	短期集中予防サービス
事業概要	生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、低栄養予 防のプログラムを実施します。

事業名	介護予防把握事業	
事業概要	介護認定を受けていない 75 歳以上 84 歳以下の高齢者に「基本チェックリスト」を 送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等 の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とします。	

進行管理対象事業

事業名	介護予防普及啓発事業	
事業概要	文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を 実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組 むきっかけづくりと取組の機会を提供します。	
実績と計画内容	実績(平成28年度)	計画内容(平成35年度)
	3, 646 人	3, 910 人

事業名	介護予防ボランティア指導者等養成事業	
事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨	
	折予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。	

1-6 食育の推進(文京区食育推進計画)

健康的な食生活の実践により、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、平成17年に食育基本法が制定されました。また食育を総合的・計画的に推進するために、同法に基づき平成18年に食育推進基本計画が策定され、平成23年、平成28年には計画の見直しが行われ、現在第3次計画が推進されています。第3次計画では、これまでの10年間の取組による成果と、社会環境の変化の中で明らかになった新たな状況や課題を踏まえ、①若い世代を中心とした食育の推進、②多様な暮らしに対応した食育の推進、③健康寿命の延伸につながる食育の推進、④食の循環や環境を意識した食育の推進、⑤食文化の継承に向けた食育の推進が重点課題となっています。

文京区においては、平成 28 年度に実施した健康に関するニーズ調査の結果から、若年層の朝食の 欠食、生活習慣病予防と健康づくりが課題と考えられます。

朝食を欠食する割合は、男女とも 20 歳台で4割半ば、男性の 30 歳代で5割を超えており、若年層ほど朝食の習慣が定着していません。食生活の改善は、日々の生活の中で習慣化していくことが重要です。子どもの頃から朝食をとる習慣を身につけ、大人になっても継続することができるよう、子どもとその親世代に対して望ましい食習慣について啓発し、支援していくことが必要です。

また、ニーズ調査において、メタボリックシンドロームを判定する基準であるBMI25.0以上の肥満である者は、50歳代男性の30%を超えています。 一方、BMI18.5未満のやせの者は、女性では60歳代を除くすべての年代で、約2割を占めています。特に高齢者の場合、健康寿命の延伸や介護予防の視点からも「低栄養」「栄養欠乏」の問題の重要性が高まっています。

ごはんを中心とした和食が見直されているものの、食習慣やライフスタイルの多様化により外食や中食¹⁴の利用機会が増えている社会環境の中、適正体重を維持し、生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活を実践できるよう、食に関する興味と意識の向上を図るとともに、健康づくりを視点とした食環境整備を行う必要があります。

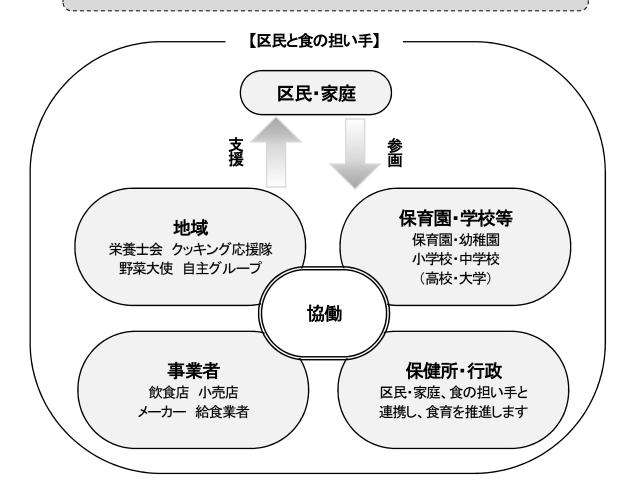
「文京区食育推進計画」では、区民一人ひとりがさらに食に関する意識を高め、生涯にわたって健全な心身を培うことができるよう、食育の推進に取り組んでいます。区立小・中学校では、「文京区立小・中学校食育推進計画」に基づき児童・生徒への食育を進め、区立保育園では、年齢別年間食育目標を掲げ子どもの発育・発達に応じた食育を進めています。

今後も、区民・家庭、保育園・学校、事業者、地域団体、行政がそれぞれ食の担い手として協働し、 食育目標「区民が食を楽しみながら心身ともに健康で豊かな生活を送ること」を掲げ、ライフステー ジに応じた自分らしい食と健康づくりを実践できるよう取組を進めてまいります。

¹⁴ 中食: 惣菜や弁当など調理された食品を用いて家庭でする食事。また、その食品のこと。

【文京区の食育目標】

区民が食を楽しみながら心身ともに健康で豊かな生活を送ること



1-6-1 食と健康づくり

生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活を実践できるよう、食に関する興味と意識の向上を図るとともに、健康づくりを視点とした食環境整備を行います。

【主な取組内容】

食による健康づくりとして、[1-1-1] 栄養・食生活の改善」に記載した行動目標達成のための取組を進めます。

8月31日の野菜の日を中心とした食育イベントでは、区民、地域団体、大学、事業者と協働し、 食に関する情報を発信していきます。区内飲食店には、野菜摂取等栄養バランスを意識した食の 支援につながるメニューの提供を呼びかけていきます。

また学校給食においては、和食の日推進事業を実施し、和食の保護・継承と、情報発信できる子どもを育成します。

さらに、生活習慣病予防や食習慣、歯と口の健康との関わりをテーマにした講習会、スポーツフェスティバルでの栄養相談、食育ボランティア育成、ホームページ、リーフレット配布等あらゆる機会を捉えて食の啓発を行い、若い世代からの区民一人ひとりの健全な食生活を支援していきます。

1-6-2 食を通じたコミュニケーション

講習会の修了者や区内在住栄養士を中心とした食育サポーターを育成し、地域の食育活動を推進します。

【主な取組内容】

家族そろって食卓を囲む機会を通じ食事マナーや家庭料理が伝承されるよう、乳幼児健診や離乳食講習会で乳幼児期の家庭における食育の重要性を啓発していきます。

区立保育園や区立小・中学校の給食においては、毎日の給食を友だちとおいしく楽しく食べる 経験を通し、食への興味を引き出します。また、区立小・中学校では、様々な世代の方とふれあ う中で食を通じて心の交流と親睦を深める機会を設けます。

また、講習会、講演会、食育イベント、区報、ホームページ等で共食や食文化に関する啓発を行っていきます。

さらに、講習会の修了者や区内在住栄養士を中心としたクッキング応援隊等を食育サポーター として育成し、地域の食育活動を推進していきます。

【計画事業】

進行管理対象	事業	
事業名	食育サポーター	
事業概要	区とともに食育を推進していく食育サポーターを育成するため、講習会等を実施します。	
実績と計画内容	実績(平成28年度)	計画内容(平成35年度)
	168 人	210 人

1-6-3 食を大切にする心

食に関する様々な体験活動を通して、自然の恩恵や食に関する人々への感謝の念と理解を深め、食糧問題や環境への関心を高めます。

【主な取組内容】

都会に位置する文京区は不自由なく食品が手に入る状況にあり、区民が食の生産の現場に触れる機会が少なく、食材がどのようにつくられるのか、誰によってつくられるのか、想像しにくい環境にある中、講習会や食育イベントに生産者や事業者等の食に関わる人を講師として招くほか、食に関わる人々との交流、栽培・収穫、料理を体験する機会の充実を図ります。

また、区立小・中学校では、学校給食における東京都産食材の地産地消の促進、授業や給食を通して食事を大切にする気持ちや、生産者との交流を通じて生産者や食べ物に対する感謝の気持ちを育みます。

1-6-4 食の安全

区民一人ひとりが食の安全や食品表示に関する知識理解を深め、健全な食生活を送れるよう目指します。

【主な取組内容】

食の安全を脅かすものとして、食中毒や食物アレルギーなど様々なリスクが存在します。 これらのリスクに対する理解を深め正確な情報を選定し、区民・事業者・行政がそれぞれの立 場で取り組むことが、食の安全に必要です。

また、健康食品を含む多様な加工食品が流通する現代においては、食品を選択する指標となる食品表示を適切に読み取る力を養うことが大切です。

学校給食及び保育園給食では、食物アレルギー対応の事故予防と正しい理解のための教育を行い、安全・安心な給食を提供するよう努めています。

食の安全や食品表示に関する基礎的な知識を普及させるため、乳幼児健診、講習会、食育イベント、区報、ホームページ等において区民へ情報提供を行います。

【行動目標】

		ベースライン(平成 28 年度)	目標(平成34年度)		
食育	食育についての認知度の増加				
		48.1%	増やす		
食に	関して次のことが重要だと思う人 <i>0</i>)増加			
	食を通じたコミュニケーション				
		42.4%	増やす		
	食事に関するマナーや作法を身に	つける			
		32.5%	増やす		
	食文化の継承				
		24.1%	増やす		
1日	3回規則正しく食べる人の増加	【再掲】1-1-1栄養・食生活の	D改善		
		49.2%	増やす		
1日	1回は主食・主菜・副菜をそろえた	と食事をする人の増加 【再掲】	1-1-1栄養・食生活の改善		
		33.7%	増やす		
野菜	を食べる人の増加 【再掲】1-1	- 1 栄養・食生活の改善			
	男性	33.8%	増やす		
	女性	46.9%	増やす		
朝食	を毎日食べる人の増加 【再掲】1	-1-1栄養・食生活の改善			
	20~29 歳男性	51.4%	増やす		
	20~29 歳女性	55.0%	増やす		
	区立小学校5年生	91.3%	増やす		
	区立中学校2年生	87.4%	増やす		

2 地域医療の推進と療養支援

2-1 地域医療の推進

区民が適切に医療及び介護サービスを利用できるよう情報提供に努めるとともに、地域医療連携推 進協議会・検討部会では、在宅医療の推進等について、区の実情や国等の動向を踏まえた検討を進め、 地域の医療・介護関係者の連携を強化してまいります。

2-1-1 地域医療連携の充実

区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図ります。 また、東京都と連携し、医療救護活動の強化も図っていきます。

【計画事業】

進行管理対象事業

事業名	地域医療連携推進協議会・	地域医療連携推進協議会・検討部会の開催		
事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、地域の現状把握、課題を抽出・整理し、その解決策・対応策の協議・検討を進めます。			.,,.,
	実績(平成 28 年度) ◆地域医療連携推進協議会	1 回開催	計画内容(平成 35 ⁴	手度) 1 回開催
実績と計画内容	◆検討部会 ・高齢者・障害者口腔保健医療	食計部会 1 回開催	◆検討部会 ・高齢者・障害者口腔保健医療	食計部会 1 回開催
	・小児初期救急医療検討部会・在宅医療検討部会	1 回開催 3 回開催	・小児初期救急医療検討部会・在宅医療検討部会	1 回開催 3 回開催

事業名	在宅医療・介護連携推進事業	
事業概要	在宅医療・介護連携に関する相談・調整等を行う窓口を設置する取組や、医療・介護関係者の情報共有や連携の推進に向けた事業を進めます。※別表参照	

2-1-2 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」を持つ区民の割合を増やすため、啓発を行います。

事業名	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の啓発
事業概要	医療機関を掲載した冊子等の作成により、日頃から健康や医療について相談を行うとともに、初期の医療を行うかかりつけの医療機関を持つことを区民に推奨していきます。

2-1-3 初期救急医療の充実

日曜・祝日等の休日において、救急患者に対する初期治療施設を確保し、東京都と連携した東京都医療機関案内サービス「ひまわり」の普及に努め、初期救急医療の充実を図ります。

【計画事業】

事業名	休日医療の確保
事業概要	日曜・祝日・ゴールデンウィーク・年末年始の昼間・準夜間に地区医師会当番医(内科・小児科)により、歯科については、日曜・祝日・ゴールデンウィーク・年末年始の昼間に地区歯科医師会当番医により診療体制を確保します。また、休日診療の処方
	せんに応需する薬局を確保します。

2-1-4 認知症支援施策

認知症の人や家族に対して、高齢者あんしん相談センターや認知症サポート医等との連携により、相談・支援体制の推進に努めます。

事業名	認知症相談
事業概要	認知症の早期発見・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおけ る嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施します。

事業名	認知症ケアパスの普及啓発
	認知症の人の生活機能障害の進行状況に応じた適切なサービス提供の流れを整理
事業概要	し、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか分かり
	やすく示すため、認知症ケアパスの普及啓発を図ります。

事業名	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
事業概要	区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。

事業名	認知症初期集中支援事業
事業概要	複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人や家
	族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。

【※別表】在宅医療・介護連携推進事業における文京区の取組状況

7772	衣】仕七区原・月設理房推進事業にわける人尽区の収組休仇			
	事業項目	文京区の取組		
	地域医療・介護の資源の把握	・文京かかりつけマップ		
ア		・ハートページ		
	7年	・介護事業者情報検索システム		
	ナウ匠房・公舗油機の細胞	・文京区地域医療連携推進協議会在宅医療検討部会兼文京区地域包括		
1	在宅医療・介護連携の課題	ケア推進委員会医療介護連携専門部会		
	の抽出と対応策の検討	・地域ケア会議		
	切れ目のない在宅医療と在	・在宅療養後方支援病院協定		
ウ	宅介護の提供体制の構築推	・地域密着型サービス事業(定期巡回・随時対応型訪問介護看護/小規		
	進	模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)		
	医療・介護関係者の情報共			
工	有の支援	・地区医師会によるICTを活用した取組に協力		
,	在宅医療・介護連携に関す	・在宅療養支援連携相談窓口事業		
オ	る相談支援	・医療連携相談窓口事業		
		・かかりつけ医・在宅療養相談窓口(在宅診療推進委員会等)での研		
	医療・介護関係者の研修	修		
		・ケアマネジメント従事者研修		
カ		各高齢者あんしん相談センターでの取組み、自主グループの活動		
		・居宅介護支援事業者・訪問介護事業者・通所事業者の各部会での研		
		修		
		・在宅医療講演会		
丰	地域住民への普及啓発	• 講座開催		
		• 出張講座		
	A selection of the sele	・東京都主催の「東京都地域医療構想調整会議(区中央部)」及び「在		
ク	在宅医療・介護連携に関す	宅療養の推進に向けた二次保健医療圏における意見交換会(区中央		
	る関係市区町村の連携	部) への参加		

2-2 災害時医療の確保

大規模災害の発生に備え、区内避難所に設置する医療救護所に参集する医療従事者を確保し、備蓄 している医療資材・医薬品の更新等を行うとともに、医療救護活動を円滑に行うための取組を推進し ます。また、在宅人工呼吸器使用者等の災害時の安全を確保するための支援を行い、災害時医療救護 体制の整備充実を図ります。

2-2-1 災害時医療の確保

区内避難所に設置する医療救護所に参集する医師等の名簿の作成・更新や医療資材・医薬品の 更新等により、災害時医療の確保を図ります。また、東京都と連携し、医療救護活動の強化も図っていきます。

【計画事業】

進行管理対象事業

事業名	災害用医療資材・医薬品の更新	災害用医療資材・医薬品の更新	
事業概要	災害用に備蓄している医療資材・医薬	(害用に備蓄している医療資材・医薬品の更新等を関係団体と連携して行います。	
実績と計画内容	実績(平成28年度)	計画内容(平成35年度)	
	医療資材の更新・新規購入 医薬品の更新・新規購入	医療資材の更新、品目の見直し 医薬品の更新、品目の見直し	

事業名	医師等の区防災訓練への参加
事業概要	防災課が実施する避難所総合訓練に、各避難所の医療救護所に参集する地区医師会
	等の医師等が参加します。

事業名	医師等対象の区トリアージ研修の実施
事業概要	医療救護所での活動を円滑に行うため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会を対象にトリアージに関する研修を実施します。
	にトリナーシに関する4対形を美施しより。

事業名	災害医療運営連絡会の開催
事業概要	医療関係機関と災害時医療体制の整備に関する協議を行うための連絡会を開催します。

2-2-2 要医療援護者の災害時の支援

在宅人工呼吸器使用者等の災害時の停電等による安全を確保するため、患者ごとに「災害時個別支援計画」を作成し、災害時の支援体制を整えます。

【計画事業】

進行管理対象	事業	
事業名	在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援	
事業概要	在宅人工呼吸器使用者に対し、災害時に備え具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画の作成・見直しを進めます。	
実績と計画内容	実績(平成 28 年度)	計画内容(平成35年度)
	初めて避難所総合訓練に参加、充電訓練 行うとともに、個別支援計画の新規作成お びモニタリングを継続して実施しました。	

事業名	関係者連絡会の実施
事業概要	関係者連絡会を開催し課題の共有を図ります。

2-3 精神保健医療対策

精神保健医療対策は、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる支援体制を充実していきます。

また、自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有しているため、関係機関と連携し包括的な取組を推進します。

2-3-1 相談支援体制の充実

心の病に対し当事者や家族等が正しい知識や対処法を理解できるよう、精神保健相談機関に確実につなぎ、必要な医療に結びつく支援をしていきます。

【計画事業】

事業名	計画相談支援
事業概要	障害福祉サービスを利用する際に必要な「サービス等利用計画」の作成を支援します。

2-3-2 精神障害者の地域生活支援体制の充実

精神障害者とその家族が安心して地域で生活し続けることができるよう、地域移行支援の拠点整備についての拡大や、相談支援事業所を中心に関係機関との連携を強化し、地域生活への移行を支援していきます。

【計画事業】

進行管理対象事業

事業名	地域安心生活支援	事業		
事業概要	365 日の緊急時相談	支援や居宅での生活	が一時的に困難になっ	P休日も含めた 24 時間 たときの宿泊場所の提 生活体験支援を行いま
	実績(平成	28 年度)	計画内容(平成 35 年度)
実績と計画内容	◆緊急時相談 ◆短期宿泊利用 ◆生活体験	延べ 5, 906 件 延べ 248 日 延べ 5 日	◆緊急時相談 ◆短期宿泊利用 ◆生活体験	延べ7,041件 延べ391日 延べ36日

進行管理対象事業

事業名	地域生活安定化事業	
事業概要	治療中断及び怠薬を予防するため、地	地域活動支援センターの支援員が自宅を訪問
	し、通院同行や服薬見守りなどの支援を行います。	
実績と計画内容	実績(平成28年度)	計画内容(平成35年度)
	36 人	36 人

事業名	地域移行支援事業
事業概要	通院可能な入院中の精神障害者が地域で自立した生活を送れるよう、住居の確保や
	その他地域における生活に移行するための支援を入院中から行います。

事業名	地域定着支援事業
事業概要	単身者及び同居家族の障害や疾病等により家族の支援を受けられない精神障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行います。

事業名	グループホームの拡充
事業概要	長期入院している精神障害者の退院後の住居確保及び地域で自立生活を送ること
	ができない精神障害者の支援として、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げ、
	精神障害者グループホームを開所する際の借上げ費用など初期費用の助成を行い施
	設整備を推進します。

事業名	自立支援医療費制度
	精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害の状態
事業概要	を軽減するために必要な医療について自立支援医療費を支給することで、継続的な治
	療を受ける場合の負担軽減を図ります。

事業名	精神障害者福祉手当の支給
事業概要	継続的な収入を得ることが困難な重度の精神障害者に手当を支給し、生活の安定を 支援します。

事業名	精神障害回復途上者デイケア事業
	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すこ
事業概要	とを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を
	実施します。

2-3-3 自殺対策の推進

自殺は多様かつ複合的な背景を有しているため、体系的かつ総合的な取組を関係機関と連携して進めます。

【計画事業】

事業名	連携会議の開催
事業概要	関係機関で構成する連絡会を開催し、自殺の現状や課題の共有及び効果的な事業の
	検討等を行い連携体制の構築の強化を図ります。

事業名	ゲートキーパー養成研修の実施
事業概要	区民や関係機関等の職員を対象に、自殺対策や精神疾患に関する知識、対応力を高
	めるための人材育成研修を行います。

事業名	普及啓発事業の充実
事業概要	こころの体温計 (メンタルヘルスチェックシステム) や相談窓口一覧の作成・配布
	及び講演会を開催し、自殺対策に関する理解の促進を図ります。

2-4 在宅療養患者等の支援

難病や公害健康被害による患者等の支援は、長期に及ぶ療養を伴うため、関係機関との連携により 継続的な相談体制や療養支援の充実を図ります。

2-4-1 難病患者等の療養支援の充実

難病患者等、継続した医療を必要とする人が、療養生活を円滑に送れるよう、医療費助成制度 や在宅療養を支える各種サービスの周知を図ります。

事業名	難病医療費助成制度等のサービス周知	
事業概要	申請時面接にて療養相談を実施し、在宅療養に必要なサービスを紹介します。	

事業名	難病リハビリ教室
車 	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提
事業概要	供し、疾病の理解やQOLの維持・向上を目指します。

事業名	医療的ケア児支援体制の構築
事業概要	医療的ケア児が、未就学児・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。

事業名	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	
事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整す	
	るコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。	

事業名	医療的ケア児在宅レスパイト事業
事業概要	医療的ケアが必要な在宅の障害児を介護する同居の保護者等の一時休息(レスパイ
	ト)を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行います。

2-4-2 公害患者等の療養支援の充実

呼吸器の健康保持・増進のため、講演会や水泳奨励事業の実施や、公害認定患者の悪化防止の ための保健師による家庭療養指導やインフルエンザ予防接種費用の助成を行います。

事業名	呼吸器の健康保持・増進
事業概要	呼吸器健康講座やアレルギー講演会の参加により、呼吸機能の改善方法や食事、症 状への対処方法を学び、かつ、日常生活において継続的に行うことで健康の回復を図
1.7/(1/02)	ります。また、ぜん息児向けの水泳教室の開催、区立体育施設のプール使用の無料券 を支給することで、呼吸機能の改善に有効な水泳を奨励します。

事業名	家庭療養指導
事業概要	保健指導が必要な療養患者の家に保健師が訪問し、相談・療養指導を行います。

事業名	インフルエンザ予防接種
事業概要	公害認定患者の症状が悪化しないようインフルエンザ予防接種を促進し、接種に係
	る費用を助成します。

3 健康安全の確保

3-1 健康危機管理体制の強化

近年の国際化の進展などにより海外から侵入する感染症の増加や新興・再興感染症、食中毒などの健康危機管理対策を国や東京都と連携して構築していきます。

新型インフルエンザ等感染症の発生時に対応する医療体制等については、関係機関と相互に情報交換を行いながら、連携して対策を推進します。

3-1-1 健康危機管理の総合的な推進

新興・再興感染症、生活環境に由来する食中毒、飲料水の事故などの健康危機から区民の健康と生命を守るため、国や東京都との情報共有を強化し、区民への注意喚起や相談対応を適切に実施する等、健康危機管理体制の充実を図ります。

【計画事業】

事業名	健康危機管理体制の整備	
事業概要	健康危機発生の際は、文京区健康危機管理マニュアルに基づき、関係機関との連携 を図りながら対策を進めます。	

3-1-2 新型インフルエンザ対策の体制整備

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制することにより、区民の生命及び健康を保護し、区民生活・経済活動への影響を最小限となるよう国や東京都及び関係機関と連携するとともに、文京区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて取組を行っていきます。

【計画事業】

事業名	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議
事業概要	発生時の蔓延防止対策及び医療体制について関係機関と協議するとともに、情報共
	有及び連携体制を構築していきます。

進行管理対象事業

事業名	感染症患者移送等訓練	
事業概要	防護服の着脱や患者移送についての訓練を実施します。	
実績と計画内容	実績(平成28年度)	計画内容(平成35年度)
	年1回	年1回

3-2 感染症対策

感染症に対する知識の啓発を推進するとともに、発生時の迅速な対応及び蔓延防止に取り組みます。 また、結核患者に対する療養支援、HIV・性感染症予防の普及啓発等を実施します。予防接種については、効果や副反応等の周知と接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。

3-2-1 感染症予防対策と蔓延防止

感染症の発生及び蔓延防止のための予防対策の普及啓発を推進するとともに、感染症流行についての情報収集・情報提供や感染症発生時における疫学調査の実施により感染拡大防止を図っていきます。

【計画事業】

事業名	感染症積極的疫学調査
事業概要	感染症発生時に感染源、感染経路等の特定をするための調査であり、感染拡大防止
	対策に役立てます。

3-2-2 結核患者の療養支援と接触者健診の充実

結核患者に対する医療費公費負担や受診勧奨、服薬継続支援などの保健指導を医療機関や薬局等と連携して行っていきます。

また、接触者に対する健康診断を適切に実施し、感染拡大の防止に努めます。

【計画事業】

事業名	結核患者医療費公費負担
事業概要	結核の医療費の一部を公費で負担します。

事業名	結核患者定期病状調査
事業概要	結核登録者のうち病状把握困難者について、医療機関等から病状を把握します。

事業名	服薬支援
事業概要	服薬治療中の患者に対して、薬局等を活用した服薬支援を行います。

3-2-3 HIV・性感染症予防の普及啓発

世界エイズデーに合わせた啓発イベントの実施等を通じて、感染経路や予防方法に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

また、匿名・無料による HIV 抗体検査を実施し、早期発見・早期治療につなげます。

事業名	普及啓発イベントの実施
事業概要	HIV/エイズに関する正しい知識の啓発イベントを実施します。

事業名	HIV 抗体検査
事業概要	匿名・無料でのHIV即日抗体検査を実施します。また、希望者には、性感染症(クラミジア、梅毒)検査も併せて実施します。

3-2-4 予防接種率の向上

予防接種は、感染症への罹患を未然に防ぎ、また疾病の重症化を防ぐために有効です。 特に社会全体の予防効果を期待する定期予防接種については、予防接種制度の概要、予防接種 の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等についての周知と接種勧奨を行い、接種率の向 上を図ります。

【計画事業】

進行管理対象事業					
事業名	定期予防接種の勧奨				
事業概要	予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種を実施します。特に麻しん・風しんについては、国の予防指針に基づきMR(麻しん・風しん混合)ワクチン第1期及び第2期の接種率95%以上を目指します。				
d		実績(平成28年度)		計画内容(平成35年度)	
実績と計画内容		クチン第1期 クチン第2期	97. 2% 89. 1%	MRワクチン第1期 MRワクチン第2期	95% 95%

事業名	任意予防接種の費用助成
事業概要	予防接種法の対象となっていない予防接種について、費用の一部又は全額を助成します。

3-3 医療安全の推進と医務薬事

区民の医療に対する安全・安心を確保するために、患者や家族への医療機関案内や医療安全に関する相談に専任看護師が応じる「患者の声相談窓口」を開設しています。同時に診療所や薬局等の医療機関に対する監視指導において相談窓口との連携を強化することにより、患者と医療関係者との信頼関係の確保を図ります。

3-3-1 医療安全の推進

区民が適切な受診行動を取れるよう、医療機関などに関する情報提供や相談機能を強化し、インフォームドコンセント¹⁵に立脚した医療機関と区民との信頼関係の構築を支援します。

事業名	医療相談
事業概要	患者やその家族から区内の診療所等についての相談に応じ、自ら解決するための助
	言等を行うため、専任看護師が相談に応じる「患者の声相談窓口」を開設しています。

 $^{^{15}}$ インフォームドコンセント: 医師などが医療を提供するにあたり適切な説明を行い、患者が理解し同意すること。

3-3-2 医療監視の充実

診療所等の医療機関に対し、医療安全に関する体制整備状況の確認及び情報提供を行います。 診療所、歯科診療所、助産所、施術所その他の医療施設の開設、廃止等届出の受理及び許可事務、 並びにこれらの施設の監視指導を通して医療安全の確立を図っています。

【計画事業】

事業名	医療施設への立入検査
事業概要	医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等に基づき、 診療所、歯科診療所、助産所、施術所等の施設への開設時調査、監視指導等を実施しています。

事業名	医療職免許等取扱い	
事業概要	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法等に基づき、医師、歯科医	
	師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等の免許申請事務を行っています。	

3-3-3 医薬品等の安全対策の推進

薬局や医薬品販売店、毒物劇物取扱施設、高度管理医療機器等販売業・貸与業施設などにおける医薬品、医療機器等の適正な保管管理・流通を確保するため、事業者に対する監視指導を徹底し、事件事故の発生を防止します。

事業名	薬局等薬事衛生関係施設への重点監視指導	
事業概要	医薬品、医療機器、毒物劇物等取扱施設に対する監視指導を実施します。	

事業名	高度管理医療機器等監視指導	
事業概要	高度管理医療機器等を販売、貸与する施設の許可時検査、監視指導を実施します。	

事業名	医薬品・家庭用品の検体検査		
事業概要	医薬品、家庭用品の品質、有効性、安全性を確認するため、検体を収去・試買し検査します。		

事業名		薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会	
車券福田	医薬品等の品質、有効性、安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業等の施設向		
事業概要		けの講習会を開催します。	

3-4 食品衛生の推進

文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保するため、食品関係施設の自主管理の推進、監視指導を行うとともに、食品関係事業者・区民・区の連携による情報共有を図ります。

3-4-1 食中毒の未然防止

食の安全を確保するため、食品衛生関係施設への衛生監視指導、流通食品の監視を実施します。

【計画事業】

事業名	食品衛生監視指導
事業概要	食品関係施設の許認可事務及び食品衛生監視指導を行います。また、食中毒の発生 リスクの高い業種及び大量調理施設に対する監視指導及び食中毒発生予防のための 事業を行います。

3-4-2 食のリスクコミュニケーション

食の安全を確保するため、食の安全性情報の区民・事業者・行政間の共有化事業を実施します。

【計画事業】

事業名	食の安全を確保するための情報共有事業	
	食中毒多発期の注意喚起及び食品衛生に関する問題発生時等の情報を提供し、食品	
事業概要	衛生知識の普及啓発を図ります。また、食品衛生監視指導の実施状況と計画等につい	
	てお知らせするとともに、区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換を実施します。	

3-4-3 食品衛生関係施設の衛生確保

食の安全を確保するため、食品衛生関係施設の自主管理推進の支援を実施します。

事業名	自主的衛生管理の推進	
事業概要	食品衛生実務講習会、食品衛生推進員等を通じて、食品衛生関係の情報を食品関係 事業者に提供し、自主的な衛生管理の推進を図ります。	

3-5 環境衛生の推進

理容所、美容所、クリーニング所等の環境衛生関係施設への適切な監視指導と自主的衛生管理の推進によって衛生水準の確保・向上を図ります。

また、多数の人が利用する特定建築物を健康的で快適な環境で利用できるよう、空調・給排水・清掃・廃棄物処理・ねずみ害虫等について適正に管理するよう指導助言を行います。

3-5-1 自主管理を推進する人材の育成

理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場等の店舗の衛生管理は施設管理 者自らが行うことを基本に、衛生に関する相談や助言のできる人材を育て、衛生水準の向上を目 指します。

【計画事業】

事業名	環境衛生講習会	
事業概要	衛生管理に関する正確な情報、最新の情報を施設管理者に広く浸透させるために、 専門家による衛生講習会を実施します。	

3-5-2 効果的な監視・指導の充実

営業施設の衛生管理が適正に行われるよう、効果的な衛生指導を行います。

【計画事業】

事業名	営業施設の一斉監視指導
事業概要	各業態ごとに、保健所の環境衛生監視員による立入検査を集中的に行い、効果的な
	衛生指導を行います。

3-5-3 特定建築物の衛生の確保

相当程度の規模を有する興行場、店舗、事務所、学校等、多人数が利用する施設における快適な生活環境づくりのため、特定建築物の衛生管理を促進します。

事業名	特定建築物の立入検査
事業概要	気密性の高いビルの換気、飲料水の水質、衛生害虫の防除等が適切に行われるよう、
	特定建築物の監視・指導を行います。

3-6 動物衛生の推進

人・動物・環境の健康を維持するためには、いずれの健康も欠かすことができないという「One Health」の観点から、人と動物が穏やかに共生できる社会の実現を目指します。そのため、狂犬病の発生予防対策事業やペットの飼養を啓発する事業、飼い主のいない猫を減らすための事業を推進します。

3-6-1 狂犬病予防の普及啓発

狂犬病は世界中で流行している感染症で致死率が非常に高い病気です。現在日本で狂犬病は確認されていませんが、海外から侵入する可能性は否定できません。そこで、狂犬病予防法で義務付けられている飼い犬の登録と狂犬病予防注射について、飼い主に周知徹底を図ります。

【計画事業】

事業名	狂犬病予防事業
事業概要	犬の登録状況の把握や、鑑札・注射済票の発行を行います。

3-6-2 動物の適正飼養の推進

ペットを飼うためには、ペットと飼い主、そして地域社会とも良好な関係をつくる必要があります。また、尊い命を預かると同時に「終生飼養」の責任が課せられることも自覚しなければなりません。そのため、飼い主に適正飼養の徹底を図るよう啓発します。

【計画事業】

事業名	適正飼養の普及・啓発事業	
事業概要	動物愛護のイベントの開催や区報・パンフレット等を通じて、人と動物の共生を目指した普及・啓発に努めます。 また、災害時には、動物救護活動の協力体制を整備し、動物の保護や避難所での適正飼養の指導を行います。	

3-6-3 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の推進

飼い主のいない猫を増やさないためには、去勢・不妊手術を行うことが必要です。また、手術をすることにより、発情による鳴き声やふん尿被害を減らすことができます。

事業名	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術事業
事業概要	区内に生息する飼い主のいない猫について去勢・不妊手術を実施し、手術費用の一 部を助成します。

資料編

1 行動目標の把握方法

行動目標については、以下のとおり、進捗を把握します。

行動目標	把握方法
適正体重(BMI18.5~25.0未満)の人の増加	
└20~69 歳男性、20~69 歳女性	
40 歳代・50 歳代男性の肥満(BM I 25.0 以上)の減少	文京区健康に関する
└40~59 歳男性	ニーズ調査
30歳代女性のやせ (BM I 18.5 未満) の減少	
└30~39 歳女性	
肥満傾向にある子どもの減少	東京都の学校保健統計
└小学5年男子、小学5年女子	
食生活に気を付けている人の増加	
1日3回規則正しく食べる人の増加	
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加	文京区健康に関する ニーズ調査
野菜を食べる人の増加	
└男性、女性	
朝食を毎日食べる人の増加	
└20~29 歳男性、20~29 歳女性	
1-1-2 運動習慣の定着	
運動習慣を持つ人の増加	文京区健康に関するニ
└20~64 歳男性、20~64 歳女性	ーズ調査
1-1-3 休養・こころの健康づくり	
睡眠による休養が十分とれていない人の減少	
ストレスを感じている人の減少	文京区健康に関するニ ーズ調査
ストレスを解消できている人の増加	

行動目標	把握方法
喫煙率の低下	文京区健康に関する
大生中ツ区(ニーズ調査
妊婦の喫煙の防止	4か月児健診アンケート
乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下	3歳児健診アンケート
多量飲酒者(週5日以上1日3合以上飲酒する人)の減少	文京区健康に関する
└男性、女性	ニーズ調査
妊娠中の飲酒の防止	4か月児健診アンケート
1-1-5 歯と口腔の健康	
幼児期・学齢期のむし歯のない児の増加	3歳児健診結果
├3歳児でむし歯がない児の増加	東京都の学校保健統計
└12歳児1人平均う歯数(DMF T指数)の低下	来尔伯007子(X)木(建剂G)
歯周疾患を有する人の割合の減少	
├40歳における進行した歯周炎を有する人の減少	
L60 歳における進行した歯周炎を有する人の減少	歯周疾患検診結果
歯の喪失防止	
├60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の増加	
└40歳で喪失歯のない人の増加	
口腔機能の維持・向上	文京区健康に関する ニーズ調査
L60歳代における咀嚼良好者の増加	
健全な口腔状態の維持	
-定期的に歯科検診を受ける人の増加	
-かかりつけ歯科医を持つ人の増加	
├丁寧に歯を磨く(1日2回以上磨く・清掃補助用具を使う)人の増加	
├8020運動についての認知度の増加	
-口腔機能低下についての認知度の増加	
L全身疾患とむし歯や歯周病の関連性についての認知度の増加	

行動目標	把握方法
1-6 食育の推進(文京区食育推進計画)	
食育についての認知度の増加	
食に関して次のことが重要だと思う人の増加	
├ 食 を通じたコミュニケーション	
-食事に関するマナーや作法を身につける	
└食文化の継承	文京区健康に関する ニーズ調査
1日3回規則正しく食べる人の増加 【再掲】1-1-1	
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加	
【再掲】1-1-1	
野菜を食べる人の増加 【再掲】1-1-1	
└男性、女性	
朝食を毎日食べる人の増加 -20~29歳男性、20~29歳女性 -区立小学校5年生、区立中学校2年生	文京区健康に関する
	ニーズ調査
	全国体力・運動能力、
	運動習慣等調査